
文化的景観日根荘の里

保存活用計画書

(大木・土丸編)

-平成 25 年 1 月-

目次

第1章 文化的景観「日根荘の里」保存活用計画について	1
第1節 文化的景観「日根荘の里」その保護の意義	1
文化的景観保護推進事業関連の経過	2
日根荘遺跡の保存	2
日根荘の文化的景観保護推進事業	2
第2章 文化的景観の特性と範囲設定	4
第1節 日根荘の里の概況	4
コラム① 都市近郊農村としての日根荘の里	6
第2節 大木・土丸地区の文化的景観の特性	8
第3節 文化的景観のストーリー「日根荘からの水利系を継承する文化的景観」	12
コラム② 日根荘と大木・土丸地区（発掘調査からみた歴史）	16
コラム③ 人と自然の良好な関係（生物多様性のある環境）	18
コラム④ くらしと水	19
コラム⑤ 日根荘の里の山地・山林	20
第4節 文化的景観の対象範囲	22
第1項 文化的景観日根荘の里対象範囲	22
第2項 地区区分	23
第3項 文化的景観を構成する要素	28
第3章 文化的景観についての基本的方針	34
第1節 保存管理・整備活用・運営体制に関する基本方針	34
第1項 保存管理に関する基本方針	34
第2項 整備・活用に関する基本方針	35
第3項 運営体制に関する基本方針	35
第4章 保存管理・整備活用について	36
第1節 保存管理について	36
第1項 保存管理の考え方	36
第2節 法令等による行為規制等の整理	39
第1項 既存の法令等による行為規制	39
第2項 景観法による景観形成	41
第3項 重要文化的景観の現状変更等に係る取り扱い基準	45
第3節 整備活用について	51
第1項 文化的景観の整備について	51
第2項 文化的景観の活用について	52

第5章 運営体制について	54
第1節 運営体制の構築	54
第1項 住民と行政等が協働するための体制づくり	54
第2項 関連する行政機関・部局等の連携促進	54
第3項 支援する枠組みづくり	54
コラム⑥ 地域の活動.....	55
第6章 付章	56
第1節 住民アンケートの結果	56
第2節 関連計画との関係について	63
第1項 泉佐野市総合計画（第4次）	63
第2項 泉佐野市都市計画マスタープラン	64
第3項 泉佐野市緑のマスタープラン	65
第4項 史跡日根荘遺跡保存管理計画	66

第1章 文化的景観「日根荘の里」保存活用計画について

第1節 文化的景観「日根荘の里」その保護の意義

文化財保護法（以下、法）では「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観と定義し、その保護を図ることとしている。

大阪府の南部に位置する泉佐野市には和泉山脈の豊かな自然と人々が関わり合って創り出されてきた農村景観がのこされている。こうした農村景観は、かつて和泉地域で数多く見られたが、高度経済成長期以降の開発を受け、多くがその姿を変ぼうさせる中、泉佐野市大木・土丸や日根野には、大都市近郊にありながら、山・川・池・農地・集落等、豊かな生物多様性を保持した自然環境も含め、比較的良好な形で現在も受け継がれている。こうした農村景観は、瀬戸内式気候に位置する和泉地域の気候と地形環境の条件の中で形成されたものである。

泉佐野市には鎌倉時代から戦国時代にかけて、摂関家九条家の荘園「日根荘」があり、今から約700年前に描かれた絵図をはじめ当時の様子を知る豊富な資料と、現地にも絵図や史料に描かれる場所や景観が残されことから、全国的にも著名な荘園であり、平成10年に日根荘遺跡として中世荘園遺跡として初めて国史跡指定された（当初14カ所、現在15カ所）。

日根荘遺跡の指定にあたり、荘園制のもとで生み出された記念物（慈眼院国宝多宝塔や火走神社幸社本殿等）、用水系等日根荘にその起源を持ちそれらによって営まれてきた田畑などの伝統的な農村景観、さらには地域の生活の中から生み出された景観（お堂や犬鳴山等）が一体となって伝えられていることが評価されている。史跡指定は文化財保護法により文化的景観が位置づけられる以前のものであるが、指定当時から荘園遺跡の歴史性ととも、日根荘より受け継がれた農村景観も含めて文化的景観として評価されている。（『史跡日根荘遺跡保存管理計画書』）

そして平成16年に文化財保護法が改正され、文化的景観が文化財保護の体系に位置づけられたことにより、あらためて日根荘遺跡とそれに関連する地域（泉佐野市大木・土丸・日根野）の景観を、文化的景観（文化的景観「日根荘の里」）として位置づけ、史跡と一体的な保護推進を図るとともに、重要文化的景観の選定による新たな地域資産としての価値づけと、地域の活性化への寄与を目指すものである。

日根荘に関連する地域は、山間盆地の大木・土丸から平野部の日根野まで範囲も広く、地形環境も多様であることから、その特性に合わせた取り組みが必要なため、先行して大木・土丸地区を対象とした保護推進事業に着手した。本計画書は、日根荘の文化的景観保存活用検討委員会において、調査成果である「日根荘地域の文化的景観調査報告書（大木・土丸地区）」とその後の詳細調査等により把握された文化的景観の特性と構成要素等を示すとともに、保存管理・整備活用・運営体制等を保存活用計画案としてまとめたものである。

重要文化的景観の選定申出は本計画書をもとに進めるが、対象範囲のうち一定範囲で申出条件が整った箇所から段階的に選定申出を行うこととし、選定申出の範囲及び対象となる重要な構成要素についてはその都度検討し本計画書に反映させるものとする。本書は当初選定申出に向けて保存活用検討委員会案の一部修正を行った。

文化的景観保護推進事業関連の経過

日根荘遺跡の保存

平成 10 年 12 月 8 日	日根荘遺跡の国史跡指定 14 カ所を指定（官報告示）
平成 11～14 年度	史跡日根荘遺跡保存管理計画策定
平成 14～17 年度	大木地区ほ場整備に関連する文化財調査の実施 重要遺跡範囲確認調査（H14～H16） 日根荘遺跡詳細分布調査（H15～H16） 発掘調査（H17～H18）
平成 17 年 7 月 14 日	長福寺跡の日根荘遺跡への追加指定
平成 17～18 年度	長福寺跡公有化
平成 19 年 4 月	国史跡日根荘遺跡長福寺跡で地域景観に配慮した暫定活用事業を開始 この後も継続的に保存事業を実施

日根荘の文化的景観保護推進事業

平成 17 年 4 月	日根荘の文化的景観保護推進事業に基礎調査（以下、国庫補助事業）
平成 18 年 7 月 11 日	第 1 回日根荘の文化的景観保存活用検討委員会 （委員長金田章裕京都大学教授、当時、以下委員会）設置。 作業部会設置（調査部会及び日根荘文化的景観活用検討部会） 調査部会による文化的景観保存調査を実施（平成 18～19 年度・以後継続） 活用検討部会で文化的景観の観点から長福寺跡の活用を検討。
平成 19 年 2 月 20 日	第 2 回委員会（大木小学校）
平成 19 年 3 月 25 日	説明会「荘の里の景観を語る」（大木小学校）
平成 19 年 5 月～9 月	ワークショップ（ヒアリング調査等）（各町内会館等）
平成 19 年 7 月 24 日	第 3 回委員会（大木小学校）
平成 19 年 11 月 9 日	第 4 回委員会（泉佐野市役所）
平成 19 年 11 月 9 日	説明会（大木地区：大木小学校）
平成 20 年 1 月 22 日	第 5 回委員会（大木小学校）
平成 20 年 3 月 31 日	「日根荘地域の文化的景観（大木・土丸地区）調査報告書」発刊
平成 20 年 4 月	大木・土丸地区を対象とした保存活用計画の検討開始
平成 20 年 6 月 27 日	第 6 回委員会（大木小学校） 作業部会（計画検討部会の設置）
平成 20 年 12 月 5 日	第 1 回計画検討部会
平成 20 年 12 月 18 日	第 7 回委員会（泉の森ホール）
平成 20 年 12 月	大木・土丸地区住民を対象としたアンケートの実施
平成 21 年 1 月 23 日	第 2 回計画検討部会
平成 21 年 2 月 27 日	第 3 回計画検討部会
平成 21 年 2 月	日根荘の活用にかかるアンケートの実施
平成 21 年 3 月 13 日	第 8 回委員会（泉佐野市中消防署）
平成 21 年 3 月 30 日	第 4 回計画検討部会
平成 21 年 5 月 21 日	第 5 回計画検討部会

平成 21 年 7 月 28 日	第 6 回計画検討部会
平成 21 年 11 月 5 日	第 7 回計画検討部会
平成 21 年 11 月 20 日	第 9 回委員会（泉佐野市役所）
平成 21 年 12 月 21 日	第 8 回計画検討部会
平成 22 年 2 月 5 日	第 9 回計画検討部会
平成 22 年 3 月 11 日	第 10 回計画検討部会
平成 22 年 3 月 24 日	第 10 回委員会（泉佐野市役所）
平成 22 年 7 月 1 日	第 11 回計画検討部会
平成 22 年 7 月 27 日	第 12 回計画検討部会
平成 23 年 8 月 25 日	第 13 回計画検討部会
平成 22 年 9 月 13 日	第 11 回委員会（泉佐野市役所）
平成 23 年 2 月 28 日	第 14 回計画検討部会
平成 23 年 3 月 22 日	第 15 回計画検討部会
平成 23 年 3 月 25 日	第 12 回委員会（泉佐野市役所）
	文化的景観「日根荘の里－大木・土丸－」保存活用計画（委員会案）策定
平成 23 年 10 月 26 日	泉佐野市文化財保護審議会に文化的景観検討部会を設置
平成 23 年 11 月 19 日	文化的景観検討部会準備会（泉佐野市役所）
平成 24 年 1 月 27 日	第 1 回文化的景観検討部会（泉佐野市役所）
平成 24 年 3 月 19 日	第 2 回文化的景観検討部会（泉佐野市役所）
平成 24 年 6 月 30 日	説明会（土丸地区：土丸町会館）
平成 24 年 7 月 14 日	説明会（大木地区：大木小学校）
平成 24 年 8 月 22 日	説明会（大木地区：大木小学校）
平成 24 年 10 月 22 日	説明会（大木地区：大木小学校）
平成 24 年 11 月 26 日	第 3 回文化的景観検討部会（泉佐野市役所）
	文化的景観保存活用計画書（委員会案）の一部改定

第2章 文化的景観の特性と範囲設定

第1節 日根荘の里の概況

位置と沿革

泉佐野市は大阪府の南部、大阪市と和歌山市のほぼ中央に位置し、大阪府南部を東西に貫く細長い市域を形成している。大木・土丸地区は、泉佐野市東南部に位置し、周囲を泉佐野市日根野、貝塚市、泉南郡熊取町及び和歌山県紀の川市と接している。

盆地内部を大阪から和歌山へ抜ける府道泉佐野打田線や、府道土丸栄線等が通り、大木・土丸地区と周辺地域の往来も盛んである。泉佐野市街地から自動車です約15分～20分程度の距離にあたる。

現在は泉佐野市の大字であるが、日根荘当時は入山田村と呼ばれ、船淵・菖蒲・大木・槌丸の4つの小村で構成されていた。近世は岸和田藩領の大木村・土丸村、明治22年の町村制により大土村となり、昭和29年に泉佐野市へ合併している。

大木地区は上大木・中大木・下大木の3つの町内会、土丸地区は1つの町内会がある。

地形と気候

泉佐野市域は和泉山脈から大阪湾に至り、そのうち大木・土丸地区は、和泉山脈とその前山による盆地群に位置している。それぞれの盆地を榎井川が貫流し、河岸段丘が形成されている。和泉地域は瀬戸内式気候に属しているため比較的温暖少雨であり、主な河川である榎井川の流域面積が狭いため、総じて旱害になりやすい。

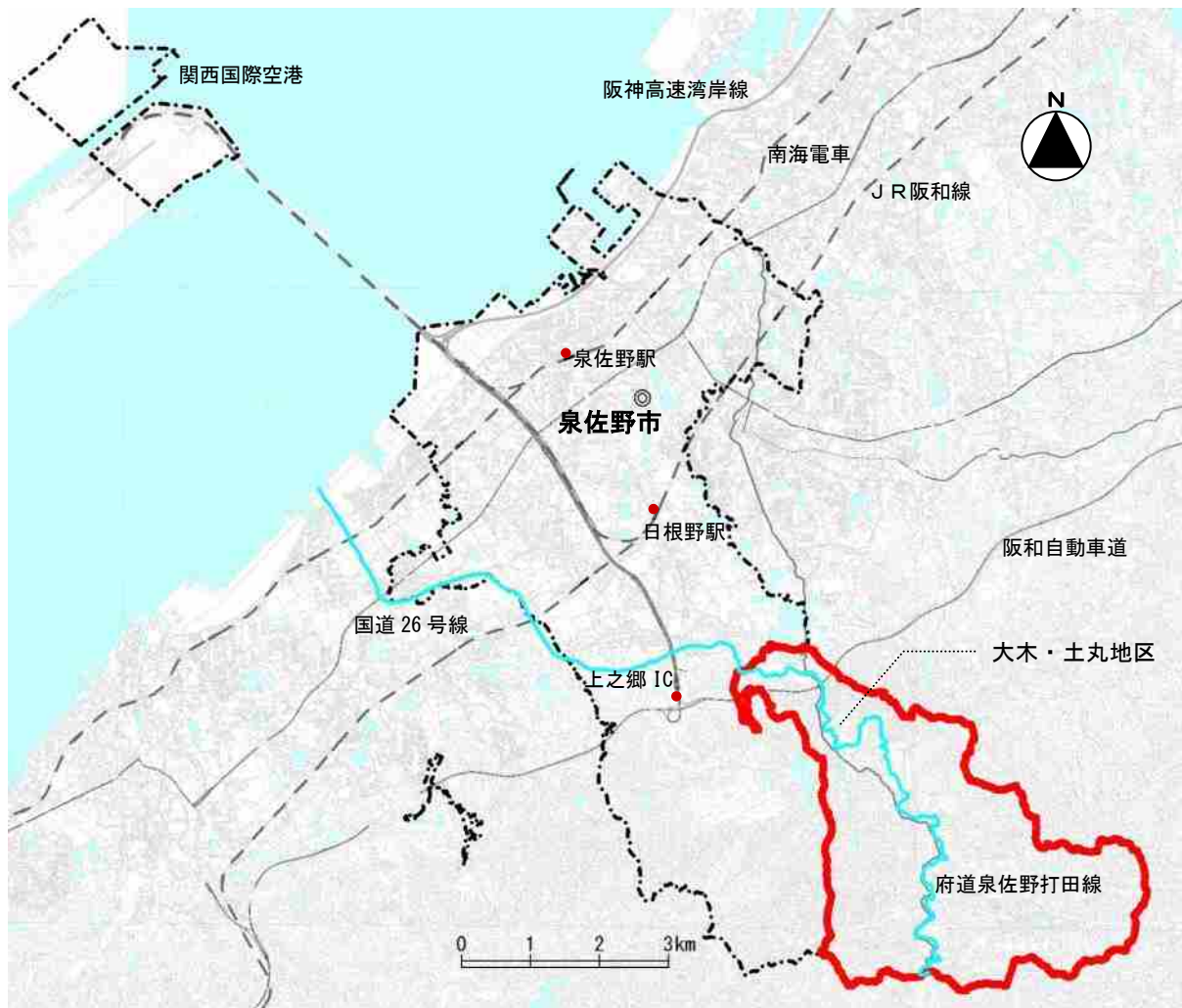
大木・土丸地区は泉佐野市街地に比べ標高が約60m～150m高い山間地のため、平均気温も約1～2度低くなっている。

地域の概況

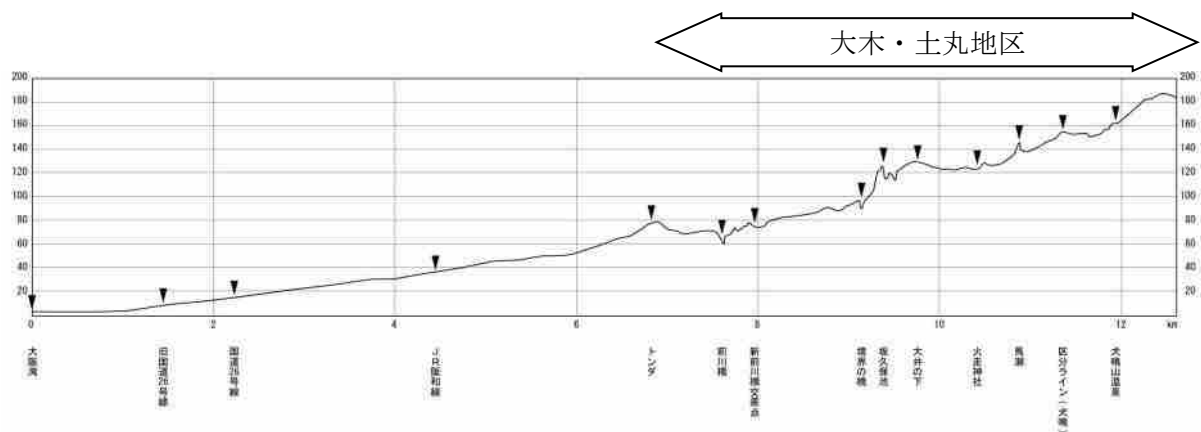
大木・土丸地区の主な生業は稲作を中心とした農業で、山林ではスギ・ヒノキ等の林業が行われ、集落では近代以降設けられた繊維産業等の工場も立地している。

盆地周囲の山地は豊かな自然環境が維持され、府県境の山々は金剛生駒紀泉国定公園に指定されている。

大木・土丸地区には国史跡日根荘遺跡（火走神社・香積寺跡・蓮華寺・毘沙門堂・円満寺・長福寺跡）や火走神社の摂社幸社本殿（国重文）、同本殿（市指定）、府規則名勝犬鳴山の他、数多くの文化財が所在している。



大木・土丸地区の位置図



泉佐野市域の断面図

※文化的景観保護推事業では本市で標準的に使用されている PC-MAPPING (MAPCOM) を使用し、各種データ作成を株式会社マブコンに委託した。本計画書中の地図等は PC-MAPPING (MAPCOM) により作成した図を基に作成している。

コラム① 都市近郊農村としての日根荘の里

都市近郊農村としての立地

良好な農村景観が継承されている大木・土丸地区は、豊かな自然に恵まれ、周囲を和泉山脈とその前山に囲まれて位置する山間盆地の農村である。一方で泉佐野市の中心部から約5 kmに位置し、堺・岸和田・貝塚をはじめ大阪への距離も近く大都市近郊農村としての側面も持っている。

地区内を通る府道泉佐野打田線（旧粉河街道）は、古くから和泉地域と紀北地域を結ぶ幹線道として往来も盛んで、大木・土丸地区と都市部を結ぶ幹線として、人・物の往来に重要な役割を果たしてきた。

商品作物の栽培

大木・土丸地区では中世以来の稲作・麦作に加え、都市近郊の立地を活かし、近世以来商品作物の栽培が盛んに行われていた。近代以降主に栽培された商品作物としては、甘蔗（サトウキビ）やタマネギ、タバコの栽培などがある他、養鶏なども取り組んできた。中でもタマネギは、泉州（泉南）の産品として全国的にも有名であった。タマネギが主力産品となったのは、日持ちするため遠隔地への輸送が可能で、南海鉄道や阪和電気鉄道（現在のJR阪和線）のタマネギ専用車が用意されるなど、大都市へ向けて出荷環境が整っていたこと等があげられる。

農産物の他にも山村の産品として材木およびその製材加工等が盛んに行われ、薪炭やヤマモモといった特産品等も都市部に向けて積極的に販売されてきた。生活必需品である薪炭は、都市部に近い供給源として特に重宝された。商品作物の栽培が盛んに行われたのは、大都市の商圈を控えて、利益の上がる農作物を常に求める事ができる環境にあったこと、日常的に都市部との交流が頻繁に行われていたことなどが要因であると考えられる。

現在、こうした特産品や商品作物の栽培等は自家用を除き、大きく減少している。タバコ栽培やヤマモモの出荷は行われていない。材木等についても市場価格の下落をうけて不況が続いている。

しかし大量出荷ではないものの、大木・土丸地区から比較的近い場所に農産物直売所が増加し、そこでの販売をおこなう農家も増えている。



地域産業の発展と観光開発

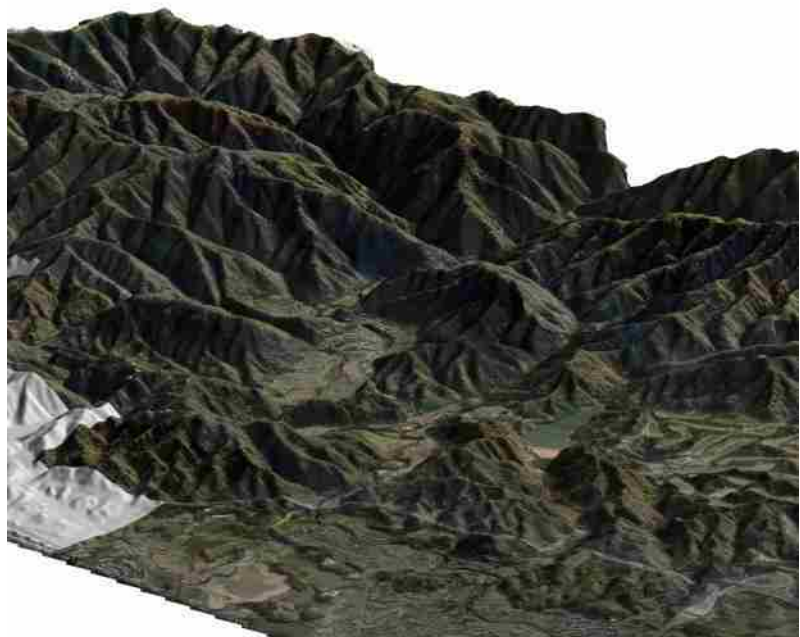
和泉地域で近世後期以降商品生産として展開した綿織物業は地域の産業として定着し、近代では紡績業の発展とあいまって著しく発展した。農村部でも自家製織機や出機屋から借りた織機による生産が行われていたが、明治末から大正にかけて工場への織機設置や、力織機の導入により生産量が拡大し、佐野付近では明治末から木綿織物からタオル織物へ転換するものも多くみられた。こうした近代化の波は大木・土丸地区にも波及し、織物工場が設置され稼働している。また大木地区に位置する犬鳴山は修験道寺院である七宝滝寺を中心に、江戸時代の和泉名所図会に描かれる名所として知られていたが、昭和



に入って温泉等の観光開発が進み大阪府下では唯一の温泉郷が形成されている。

関西空港開港と近隣への波及

大木・土丸地区は山間農村でありながら大都市近郊農村でもある立地を活かし、様々な商品作物や生産品の供給地であったが、平成6年に関西空港が開港し、泉佐野市内でも関連する道路や鉄道等の社会基盤整備が進んだことにより大きな変化が訪れた。大木・土丸地区に隣接する日根野地区では区画整理事業や住宅開発等が盛んに行われて都市化が進み、従来の農村景観が急激に変わりつつある。大木・土丸地区は全域が市街化調整区域で、農業振興地域等の規制により都市化が抑制され、比較的良好な農村景観が継承されてきた。しかし近年、社会情勢変化や全国的な農林業の不振、さらに地場産業である織物業の不振等が続き地域の産業が低迷している。加えて大阪等の都市部への通勤者が増加し、日根野等地域外へ居を移す人も増えていることから、農業や林業従事者の減少と高齢化が進み、従来からの生業・生活の維持と地域の活性化が課題となっている。



第2節 大木・土丸地区の文化的景観の特性

日根荘は鎌倉時代の天福2(1234)年に五摂家の一つ九条家の荘園として立荘され、立荘当時ほぼ泉佐野市全域がその範囲であった。日根荘については「日根野村絵図」や「政基公旅引付」等の九条家文書をはじめとする古文書資料や絵図等当時の様子を知る手がかりが豊富に伝えられていることと、資料中に登場する寺社やため池などが現地で残されていることから、日根荘当時の景観を今に伝える場所として知られている。

大木・土丸地区の景観を構成する榎井川やため池、井堰用水路などの水利系、それらで灌漑される農地、そして人々が暮らす集落のありようなどは、その基礎が日根荘の時代に築かれ、日根荘以後も現在まで受け継がれてきたことが、現地調査や研究の成果から明らかにされている。それらを踏まえて、文化的景観日根荘の里の特性について以下のとおり整理した。

1 和泉山脈の自然景観（人と自然との関わりにより創出された景観）

泉佐野市の位置する和泉地域は、南東部の山地から北西の大阪湾に向けて、山地～丘陵～平野～海へと広がる。大木・土丸地区は山地及び丘陵部に位置している。

大木・土丸地区の盆地周辺は和泉山脈の和泉葛城山（標高 858m）・三峯山（576.2m）・灯明ヶ岳（560m）・高城山（549m）等に、小富士山（259.8m）や雨山（312m）・土丸城山（287m）等の前山が遠景・近景の山並みを構成している。

和泉地域の河川は山地から海までの距離が短く、比較的流域面積が狭いものが多く、泉佐野市の主要な河川である榎井川は流路延長 16,321m である。大木・土丸地区では盆地内を貫流して河岸段丘を形成している。特に犬鳴山七宝滝寺境内では行者の滝をはじめ数多くの滝がある。榎井川には盆地周囲の山々からも谷水が流れ込み、大きな谷筋ではそれをせき止めて設けられたため池がみられる。榎井川上流部ではアカザ、ヨシノボリ、ヌマムツ等の魚類や多くの水生生物が生息する環境が維持され、ホタル類が飛ぶ様子も見られる。

和泉山脈稜線部付近の山林はシイ・カシ林等の比較的自然林に近い状態の部分と、スギ・ヒノキ等の人工林が一体となって山の緑を形成している。中には犬鳴山参道のスギの大木や、土丸地区のシイ・カシ群落やクスノキの巨木等もみられる。大木・土丸地区の植生は比較的外来種の移入が少なく、希少種や要注目種なども多数確認されている。和泉山脈は金剛生駒紀泉国定公園に指定され、犬鳴山七宝滝寺周辺は大阪府名勝に指定されている。

大木・土丸地区の山林は、建築用材や炭焼き、中世から名産品であった大木地区のヤマモモ等が山の恵みとして活用されると同時に河川・ため池の水源や、犬鳴山七宝滝寺周辺の山々は修験道の行場でもあり、地域のくらしや生業、そして信仰等、人びととの関わりにより維持されてきたものである。



長福寺跡から犬鳴方面



府道から土丸城跡

2 和泉地域の農村景観と日根荘の時代から受け継がれた土地利用 (気候風土にあわせて日根荘から受け継がれた土地利用)

和泉地域では少雨の気候で、河川は流域面積が狭く、彫り込まれているため、古くから水の確保が課題であった。そこで限られた水資源を活かすために、ため池の築造が盛んに行われ、鎌倉時代の日根荘日根野村の様子を描いた日根野村絵図に数多くのため池が描かれている。さらに主要な河川に井堰を設け、用水路を整備し、ため池と一体となって和泉地域の田園風景が創り出されてきた。

大木・土丸地区は和泉山脈の山間盆地に位置し、樫井川によって河岸段丘が形成され、盆地周囲を取り囲む山林、段丘面を活かした農地が配置されている。大木・土丸地区の用水路は谷筋に設けられたため池と樫井川に設けられた井堰から水を得て、山裾や段丘崖の上部、さらに集落の中を通過、各段丘面の農地を灌漑している。

また大木・土丸地区の集落は粉河街道（府道泉佐野打田線）や犬鳴山と水間観音を結ぶ水間道等の旧街道沿いや河岸段丘の段丘崖、谷筋等の開発の困難箇所にとまった屋敷地がみられる。

こうした、ため池や河川・用水路等によって構成される水系とそれによって灌漑される農地、集落、周囲の山々が一体となって和泉地域の山間盆地の豊かな農村景観が構成されている。

農地では上大木の東ノ池周辺に広がる棚田状の耕地や、山裾部にみられる小規模水田、下大木や火打越・土丸の比較的広い段丘面を活かした耕地など、地形を活かした農地が維持され、農地の畦畔や段丘崖では川原石による石積みが見られ、「タマネギ小屋」「ネギ小屋」と呼ばれた農作業小屋も、まとまりある特徴ある景観を創り出している。

山林・農地・集落といった土地利用は、地形を活かして作られた水系や旧街道などが根幹になって構成されている。谷水利用、ため池、用水路等の水系は中世荘園日根荘の時代から、その機能が受け継がれてきたことが、日根荘の資料や現地調査によって明らかにされている。そのため現在みられる土地利用は、中世荘園日根荘の時代から受け継がれてきたもので、荘園故地として貴重な文化的景観を構成している。



樫井川両岸の水田（土丸）



樫井川の河岸段丘（土丸）



下大木・立花谷方面（大木）



東ノ池からの水田風景（大木）

3 暮らしの中に織り込まれる日根荘（暮らしの中に織り込まれた歴史）

大木・土丸地区は、日根荘の中でも日根野村とともに最後まで九条家領となっていた場所で、領主九条政基が京都から下向し『政基公旅引付』を記した場所でもある。旅引付は中世の村の様子を記した資料として貴重なものであり、日根荘の人びとの様子を今に伝えている。入山田村（大木・土丸）の総社で、盆の風流（ふりゅう）や芸能の舞台であった火走神社、修験道の寺院で雨乞いや九条政基も滞在した犬鳴山七宝滝寺、村人たちの手によってまもられてきた、ため池や用水路、情報や流通の要衝である粉河街道や水間道等、日記に記される当時のエピソードの舞台が数多く残り、それらは現在もくらしや生業の中でその機能を維持し受け継がれている。

現在の大木・土丸地区の町内会単位（上大木・中大木・下大木・土丸）は、日根荘の時代に入山田村の小村であった船淵、菖蒲、大木、鏈丸にそれぞれ相当し、伝統的な地域の枠組みが維持されている。また日根荘の時代の寄り合いが行われた寺堂も、蓮華寺（上大木）・西光寺（中大木）・円満寺（下大木）等は現在も地域の集会所として機能している。このほか若崎・奥間・円谷等の地名も日根荘の頃から受け継がれてきたものである。

その中で学術的に高い評価をされ、かつ所有者の同意を得たものについては、国史跡日根荘遺跡として指定され、大木地区で6カ所が史跡指定をされている。

こうした日常のくらしの中で利用される場が、旅引付をはじめとする日根荘の資料の舞台・歴史的資源であるとともに文化的景観を構成する要素でもある。



立花谷大池



御所谷から西光寺方面



御所谷毘沙門堂（国史跡）



西光寺

4 好ましい景観を受け継ぐ伝統的な暮らし(景観を受け継ぐ主体の伝統的な暮らし)

大木・土丸地区では、稲作主体の農業や林業等が受け継がれ、ため池・井堰・用水路などの水系はそれぞれの水利（水系）に関わる人びとによって維持管理されている。

大木・土丸地区の集落では、母屋は茅葺き民家、腰上げ民家と称される瓦葺きのつし二階、瓦葺きの平屋等がみられ、瓦葺き屋根の集合が特徴的である。瓦葺きでは和泉地域で多くみられるしころ葺き屋根、ムクリのついた屋根等の特徴を備え、破風を多く設けることや、「ツノ」や「キバ」と呼ばれる破風板を押さえる棒状の材を外から見えるようにしたものもみられる。こうした母屋は基本的に平入りが多くみられるが、地形と前面道路との関係から大木地区では妻入りの母屋もみられる。一方でこうした屋敷地内の伝統的な母屋に近接して付属屋が設けられ、世帯構成や生業の環境の変化等、世帯の住環境に対する要求の変化に柔軟に対応する役割を担い、母屋と一体となって集落の景観を形成している。

また、地域の町内会や長生会（敬老会）、講などの組織が活動を続け、地域の祭礼・行事などを受け継ぎ、次の世代へ地域の伝統文化を継承しようとする取り組みも行われている。



下平井井堰



土丸地区南側から集落方面



しころ屋根の民家



火走神社秋祭り（担いだんじり）

第3節 文化的景観のストーリー「日根荘からの水利系を継承する文化的景観」

前節でまとめた大木・土丸地区の景観特性は、気候・風土・生業・暮らしの中で創り出され、受け継がれたもので、こうした景観特性の根幹にあるのが日根荘から受け継がれてきた有形無形のものである。こうしたものは、長い間、日根荘ゆかりの場所であるために保護されてきたわけではなく、それらが地域の人びとの中に無意識のうちに重要なもの又は好ましいものであるという形で組み込まれた認識体系が構築され、それがくらしや生業の中で用水系、耕地、街道（旧道）の往来、寺社堂等その機能が重視され、活かされ、受け継がれてきたものである。

文化的景観としての「日根荘の里」は、日根荘以来の土地利用のあり方が重要な特性であり、その保全には背景にある日根荘より受け継がれた文化を理解することが不可欠である。そこで本計画では、土地利用の根幹にある、日根荘以来の受け継がれた日根荘以来の水利系を継承する観点（ストーリー）を設定した。

少雨の気候や盆地を貫流する檜井川が河岸段丘の最低部を流れる等、限られた水資源を最大限活用するため、谷水・ため池・河川灌漑、それにあわせた土地利用のあり方、暮らしの中で水を活かす知恵が蓄積されている。日根荘当時の資料にも、農地、ため池や井堰等が記され、『政基公旅引付』には、干魃とそれに続く飢饉、雨乞いや雨喜びの祭礼の他、大雨で流された水路の樋を、近隣の村人とも協力して引き上げる様子などが記されている。また天候不順で作物が育たず、十分な収穫が得られなければ、翌年に飢饉となり、くらしの危機に直結することもあり、生活・農業用水の確保は当時から重要な課題であり、ため池や井堰、用水路等は、くらし、生業の根幹に関わるものとして位置づけられてきた。これまで行われた数多くの現地調査でも、効率的に配置された用水路や、それを活かす土地利用など、地域の人びとがそれらを守り伝えてきた。

よって、現在見られる大木・土丸地区の景観は、中世荘園日根荘以来の水利系と関連する地域の生業や暮らしの中が融合し受け継がれてきた文化的景観であり、中世以来の水系を受け継ぐ「日根荘の里」としての観点を以下の点にまとめることができる。

限られた水を活かす

○地形を活かして水を得、大切に利用する

檜井川及び谷池からの効果的な灌漑と河岸段丘を活かす

○身近な水と自然を大切にする暮らし

河川・ため池の水源となる山とそれをふくむ自然環境

※現在の用水系の大半が日根荘の時代に設けられたもの

※旅引付にも干ばつや雨乞い飢饉等記される。

構成要素：山・水系（檜井川・ため池・水路）・棚田などの耕地・石積み・集落等



上大木東ノ池付近の棚田



檜井川と菖蒲井

伝統的な暮らしを活かす

○和泉地域の気候風土にあった暮らし

気候風土に適応し活かした、地域のくらしと農業や林業など伝統的な生業

○地域のまとまり・信仰・精神生活（用水源や寺社・祭礼行事）

くらしや生業の中で受け継がれる日根荘以来の文化

※旅引付に描かれる村人の暮らし（雨乞い・飢饉・水害・祭礼行事など）

構成要素：神社・寺院・堂・祠・集落・建造物・石積み・街道等



中大木水間道沿いの地藏



火走神社付近から中大木集落

地域のつながりを活かす

○大木・土丸地区と周辺地域をつなぐ生業・生活を支える人・もの・技術のネットワーク

大木・土丸地区には和泉地域と紀州北部を結ぶ主要道の粉河街道や水間道等が通り、周辺地域との往来の中で人・もの・技術が受け継がれてきた。

日根荘の時代には戦乱等、村の危機に際して近隣の村々と連携し、情報伝達・家財の確保などを行っていた。

○地域の中で知恵を受け継ぐネットワーク

大木・土丸地区のくらし・生業を受け継ぐために地域のまとまりが機能している。天災や戦乱・水系の維持や祭礼等、日根荘当時も村がまとまって取り組んでいる。こうした地域のくらし・生業の知恵を受け継ぐ機能が維持されてきた。

※旅引付には、周辺地域との連携（ものや情報）、村のまとまり（村の自立）が描かれる

構成する要素：旧街道・集落内の道、社寺堂 など



水間道沿いの家並み（中大木）



粉河街道（府道 御所谷付近）



犬鳴溝



大井井堰(大木)



円谷池



大井



菖蒲井



下平井井堰



下平井



和井



四足池



畠田用水



立花谷大池



立花谷用水



坂久保池



坂久保用水



大池取水堰



ギボシ



旧雨山溝



土丸大井井堰

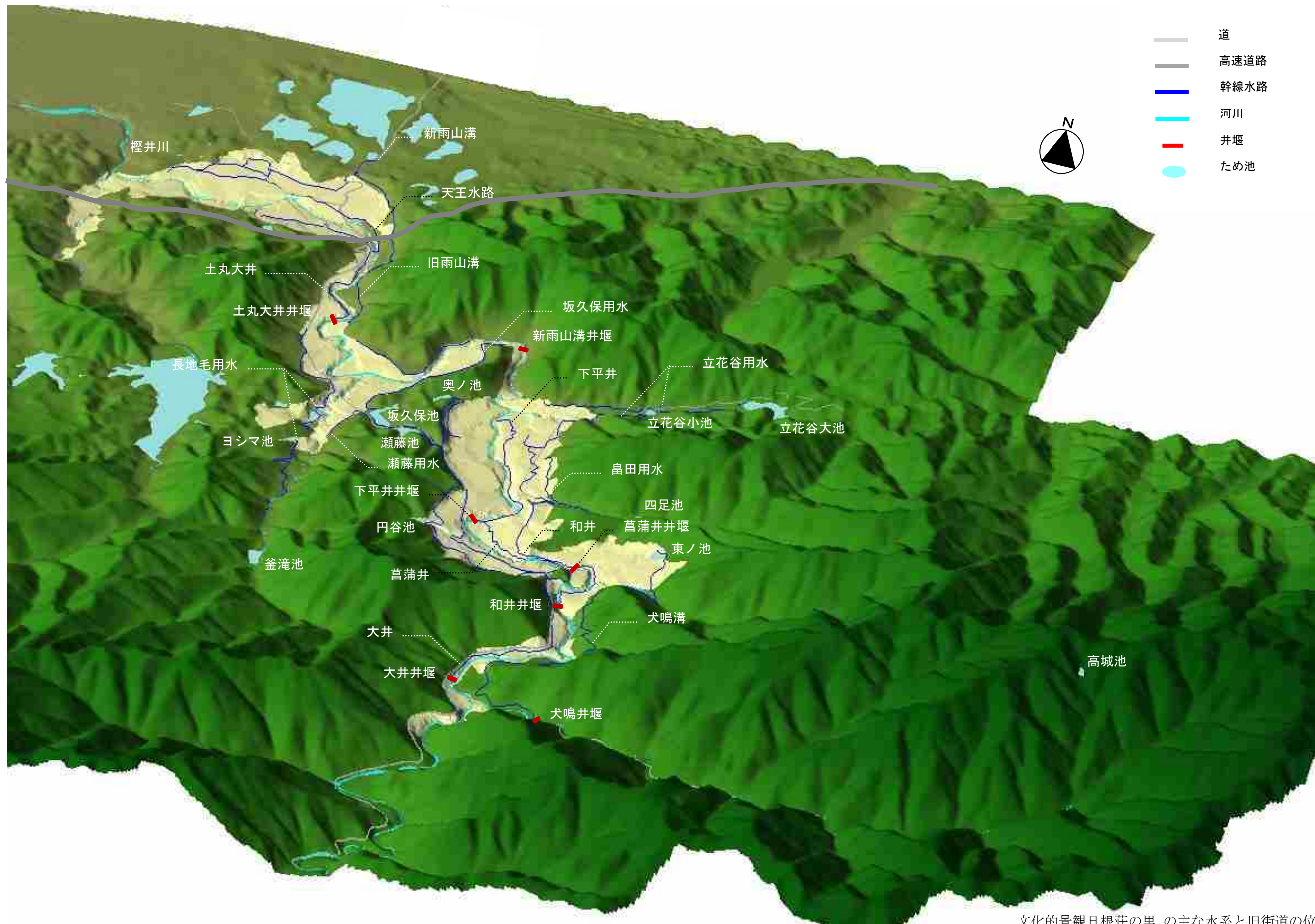


大井(土丸)



向井溝

大木・土丸地区の主な水系写真



文化的景観日根荘の里 の主な水系と旧街道の位置

コラム② 日根荘と大木・土丸地区（発掘調査からみた歴史）

大木・土丸地区には合計 11 箇所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）が分布する。また、大木地区には、国史跡である日根荘の故地として 6 箇所が指定を受けている。

発掘調査は、土木工事等の開発を原因とした緊急発掘調査が実施されるものが多いが、これまで当該地区ではそのような開発が少なかったため、これら地区には発掘調査の手がさほど多く入っていない。従って、個人住宅の建替え、社会福祉法人施設、携帯電話基地局、ほ場整備事業に伴うものと遺跡範囲確認のための分布調査による成果から分かった事柄をいくつか紹介する。

集落跡

土丸遺跡や大木遺跡では、昭和 60 年度に実施した分布調査において弥生土器の破片が見つかっている。樫井川沿いの開発が弥生時代から行われてきたことが分かる。以降、日根荘の時代にあたる中世期から近世期の土器が出土するが、集落を直接示す建物跡等の確認はまだできていない。もう少しまとまった範囲での発掘事例を待たざるを得ない。



耕作地の石積み

耕作地跡

耕作地を構成する石積みやすき溝等の確認は、大木遺跡、土丸遺跡、土丸南遺跡において中世以来の水田跡が近世に至るまで使用され、特に近世段階では耕地拡大のため改変された様子がうかがわれる。

宗教施設

大木遺跡ではほ場整備事業に伴って事前の発掘調査を行った結果、文亀（1501）元年 3 月以降、前の関白であった九条政基が 4 年間滞在した長福寺の跡地が発見された。



長福寺跡出土遺物

確認された遺構は、溝と堀で囲まれた堂跡、井戸跡、池跡がある。遺物には 15・16 世紀の日常雑器、青銅製環金具、差し込み錠、鹿骨製品、基石、中国製輸入陶磁器の他、屋根瓦が多量に出土した。堂跡は、溝で区画された中



長福寺跡 仏堂跡

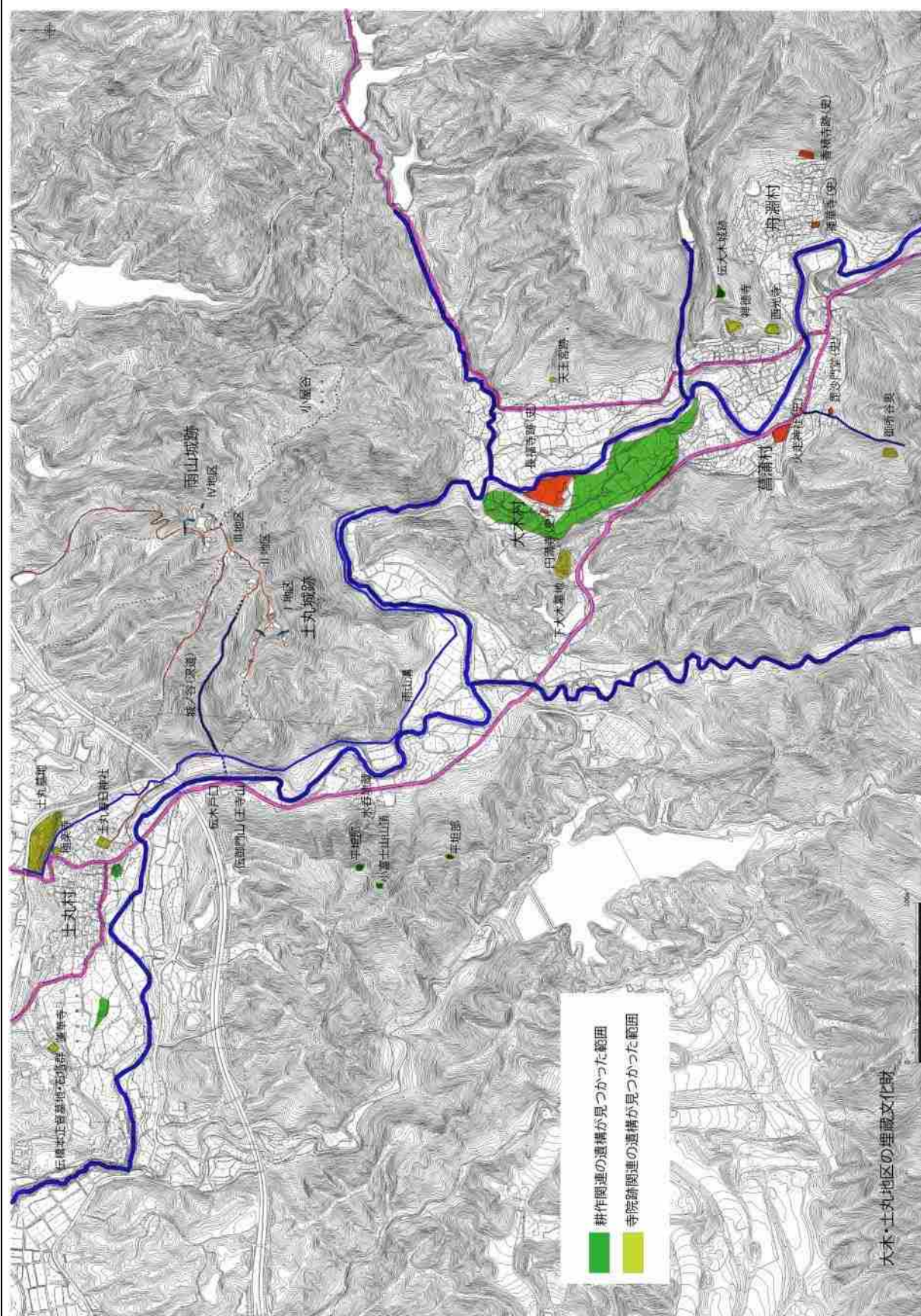
に池と礎石立ちの三間堂（地下に石敷跡を持つ特殊建物）で構成されていたと考えられる。建物としては、近隣する西光寺薬師堂とほぼ同様と考えられ、軒瓦も同様な瓦を使用していたことも分かった。また、上大木の香積寺跡、中大木にある毘沙門堂（いずれも日根荘遺跡）なども存在する。

山城跡

土丸にある城ノ山の山頂には「土丸城跡」が築かれている。もっとも古い城主は、北朝方に属した日根野氏（1347 年）である。次いで南朝方の橋本正督（1375 ～1380 年）に変わり、大内氏・山名氏（1392 年頃）、また日根野氏などを経て、戦国期には決まった城主はいなかったようで、当時入山田（大木・土丸地区）に影響力のあった紀伊の根来衆が以前から加勢していた織田信長の雑賀攻めに協力して、この城を一時期砦として使用したことが分かっている。最近は隣接する雨山城と一つの城として評価する動きがある。



土丸・雨山城跡 日根野より



コラム③ 人と自然の良好な関係（生物多様性のある環境）

樫井川

大木・土丸地区を流れる樫井川では、ドンコ、アカザ、アカハライモリなど環境省や大阪府のレッドデータブックに記載されている生物を多数確認している。また6月にはゲンジボタルを観ることができる。希少種が多い一方、近年ではウシガエルの幼生やブルーギルなど特定外来生物が一部下流域で確認された。生態系への影響も懸念されるが、当地域には堰が数か所あるため、上流部へ急速に広がる可能性は少ないと思われる。現状では希少種も含め多数の生物が生息していることから、良好な環境を維持していることが分かる。また大木地区にある大木小学校では年に数回、樫井川の生き物調査や川の観察など地域の環境学習に取り組んでいる。



ゲンジボタル



学校付近の川

ため池

立花谷にある池では、ウキゴリやコウイムシといった希少種が確認されている。また池の堰堤には、スズサイコが咲いている。この植物は手入れのされた所にしか生えないため、地元の人により池の管理がされることで、周囲の自然環境も維持されていることが分かる。また池周辺では多数のトンボ類の他、チョウ類、カワセミ等の生息も確認しており、良好な自然環境を維持していることが分かる。他の池でも、ゲンゴロウやミサゴなどの希少種を含め多数の生物や植物をみることができる。



立花谷小池

山林

火打越の山裾にある旧雨山溝沿いで、古くからある森に生息するクチキコオロギやオオゴキブリが確認された。また林道稲倉線沿いでもヒナカマキリなど希少種が確認されており、周辺環境が良好に保たれていることが分かる。犬鳴山については過去の調査報告書から、和泉山系のなかでも豊かな自然環境が残されていること、また巨樹・巨木の他にもユキヤナギやキジョラン、フウラン等の植物やヒメハルゼミなど希少種の生息も把握されている。大木・土丸地区では林業を営んでいた時代もあり、これまで山が手入れされてきたことで多様な生物相・植物相が維持されてきたと考えられる。



土丸城方面

参考資料「泉佐野市植物調査報告」、「泉佐野市の植物」「大阪市立自然史博物館友の会

自然観察地図4」

集落の自然環境

田んぼや水路などでアカハライモリやゲンジボタル、道沿いではヒメヤマユ等、現在では希少種となってしまった生き物も、大木・土丸地区の集落内では見ることができる。また大木地区では昔ヤマモモが特産品であったことから、山裾部で木が多くみられる。地域の気候風土にあった伝統的な暮らしぶりや、長年にわたり利用されてきたため池と取水源である背後の山林、水を灌漑する水路と水田等の農村環境が一体となり受継がれてきたことで、多様な生物相・植物相を保持した環境が守られてきたと考えられる。



アカハライモリ



大木の盆地

コラム④ くらしと水

井戸とフチと川水

大木・土丸では多くの家で、屋敷地内に1~2カ所の井戸を持ち、暮らしの中で役立ててきた。井戸は立地により金気が出ることもあり、土丸では役場前の共同井戸を使用した。乾季に井戸が枯渇したとき、モライミズといって親戚や近所の井戸水をもらいに行くこともあった。利水環境のよくない家では水を粗末にしたものに「水罰があたる」と諭して節水教育が行われた。水道が引かれた後も、飲み水以外の場面での利用が続いている。井戸以外にフチと呼ばれるため池が設置される家もあった。フチは谷水や水路の水を屋敷地へ引き込み、常に一定の水位が保たれるよう石積みを組んだり、ため池状にしたり工夫がされていた。フチでは野菜を冷やすことや、洗い物等が行われていた。土丸では多くの家が櫛井川に設けられたアライバや用水路で洗濯をしていた。アライバは川の河岸に石を階段状に積み、共同の洗濯場として設置したもので、女性の社交場ともなっていた。

（『土丸の民俗』他）



井戸



フチ

農業と水

大木地区では地形を活かして、櫛井川に設けられた井堰やため池から各田んぼへの用水路が張り巡らされている。井堰やため池毎に関係する農地や宅地の所有者で水利が構成され、世話人を置き滞りなく水利用が行われるように手配されている。限られた水を平等に田に入れるため水入れさん（水引きさんとも）を雇っている水利もある。ひとたび雨が降らない日が続く、農業用水への影響が出る恐れがあると、コグチレイといって田への引水がさらに制限され、厳格な水配分が行われる仕組みとなっている。

用水路を守る

文亀2年9月に大雨によって土丸村の樋と菖蒲村の樋が、日根神社（日根野）付近まで流された。大木・土丸のものは言うに及ばず、近在の住民も協力して樋の引き上げを行った。

現在では田植え前に、各用水路に関係する人々が総出で水路を管理する、溝洗いが行われる。

雨乞いと雨喜び

夏季にしばらく雨が降らない日が続くと、たちまち櫛井川やため池の水位が下がり、田んぼに影響がでる。そのため旱天が続くときには村で雨乞いを行うこともあった。

日根荘では文亀元年に旱天の際、滝宮（火走神社）で雨乞いを行った。それでも雨が降らないときは犬鳴山の不動堂で雨乞いを行い、それでも降らないときは七宝滝に鹿の骨などを投げ入れ、雨を降らすことになっていた。このとき無事に雨が降ったので村中総出で雨喜び（雨礼）の祭礼が行われた。雨乞いは時代を超えて行われ、戦後も旱天が続くと犬鳴山や雨山、和泉葛城山へのお参りが行われた。雨乞いや雨喜びの際に歌い踊られたものが、こおどりとして地域の祭りとして昭和初期まで伝えられていた。

『日根荘総合調査報告書』、歴史館いずみさの図録『水にかける想い』

コラム⑤ 日根荘の里の山地・山林

文化的景観日根荘の里（大木・土丸）の対象範囲のうち山林は8割以上を占める。他の項目でも山林に触れているが、あらためて山林からの視点でみていくこととする。

① 対象範囲の自然環境

当地域の山林は河川・ため池などの水系や農地、集落と一体となって、生物多様性が保持された良好な環境を維持している。植生では最も標高の高い犬鳴地区でスギ・ヒノキの植林地、七宝瀧寺境内にはシラカシ群落、シイ・カシ群落、ウバメガシ二次林等が広がり、フウランやキジョラン等の希少種もみられるなど豊かな森林の環境が維持されている。大木～土丸地区の盆地周辺の山々はシイ・カシ二次林やスギ・ヒノキ、モチツツジ・アカマツの群落等が広がり、立花谷のコナラ群落、土丸墓地のシイ・カシ林の自然林、土丸春日神社のクスの巨樹などもみられる。山裾部や山並みの稜線付近では落葉広葉樹林なども見られる。近年、盆地周囲の山裾部や河畔では竹林が広がりを見せている。

※『日根荘地域の文化的景観調査報告書（大木・土丸地区）』（泉佐野市教委 2008 第2章第2節自然環境）及び「調査報告書～自然調査成果～」

※本報告書第2章第2節文化的景観の特性、コラム③人と自然の良好な関係（生物多様性のある環境）など

② 生業の場としての人との関わり（山の恵みを活かす）

自然豊かな山林は地域の生業の場として重要な役割を果たしていた。木材の伐採や搬出など山仕事にかかわる人が多数おり、水力を利用した水車製材等も行われていた。昭和30年ころまでは木材が多く出荷されていたが、木造建築の減少や木材の輸入化による値下がりなどにより衰退し、山には出荷時期を迎えても切ることができない木々がふえ、地域の高齢化や若者の流出など山の担い手不足も進み、山林の維持が困難になりつつある。山の利用は古くからおこなわれ、日根荘の当時、紺灰座が設けられて、山の木々から灰を作り、嘉祥寺（現在の泉南郡田尻町）の紺屋（染物屋）に売られていた。

昭和30年代までは炊事や風呂焚きにかかせないシバやマキを下刈りや枝打ちの際に整えて市街地へ売りに行っていた。その他、木の実や山菜、タケノコ、マツタケなども商品や食糧としていた。大木地区のヤマモモは江戸時代の五畿内物産図会等に描かれるほどの名産品であった。残念ながら現在はほとんど出荷されていないが、その名残を集落の周囲に点在するヤマモモの巨樹にみることができる。

※『新修泉佐野市史』

※『日根荘地域の文化的景観調査報告書（大木・土丸地区）』第2章第4節

③ 山と人との関わり（信仰と憩いの空間）

和泉山脈の山々は古くから葛城修験の行場として開かれ、その一つである犬鳴山は役行者が大峰山より先に開山したといわれ元山上と呼ばれている。犬鳴山七宝瀧寺とその周囲の山々は現在も修験道の行場として知られている。犬鳴山等の山々は地域の主要な河川である檜井川の水源地で、犬鳴山は日根荘当時、政基公旅引付には村人が雨乞いに訪れる場所であり、信仰と祈りの場所となっている。天保年間に描かれた大木村絵図（火走神社蔵）は、左半分に大木村の集落、

右半分に犬鳴山が描き、周囲を取り巻く山々にはそれぞれ名称が記されており、地域の人びとと犬鳴山をふくむ山々が身近なものであった。

一方、犬鳴山は江戸時代の和泉名所図会にも描かれる古くからの景勝地で、大小さまざまな滝が織りなす溪谷と紅葉の名所として知られている。近代以降市街地からの乗り合いバス運行や戦後犬鳴山の観光開発等が進み温泉の開削と温泉旅館が建てられた。関西空港から最も近い温泉郷として市民の憩いの場、市の観光拠点となっている。

④山林の保全

日根荘の里の山林は、くらし、生業、信仰、観光等あらゆる面で重要な役割をはたしており、山の緑を構成する要素としても欠かせないものである。その大部分が近畿圏近郊緑地保全法による近郊緑地保全地域に指定され、府県境の和泉山脈付近は金剛葛城紀泉国定公園、さらに景勝地の犬鳴山付近は名勝犬鳴山（府規則）に指定されるなど、豊かな自然環境の保全に対する措置がとられている。また多くの山林が保安林（土砂防止、水源涵養）に指定され、山林の保全が図られている。

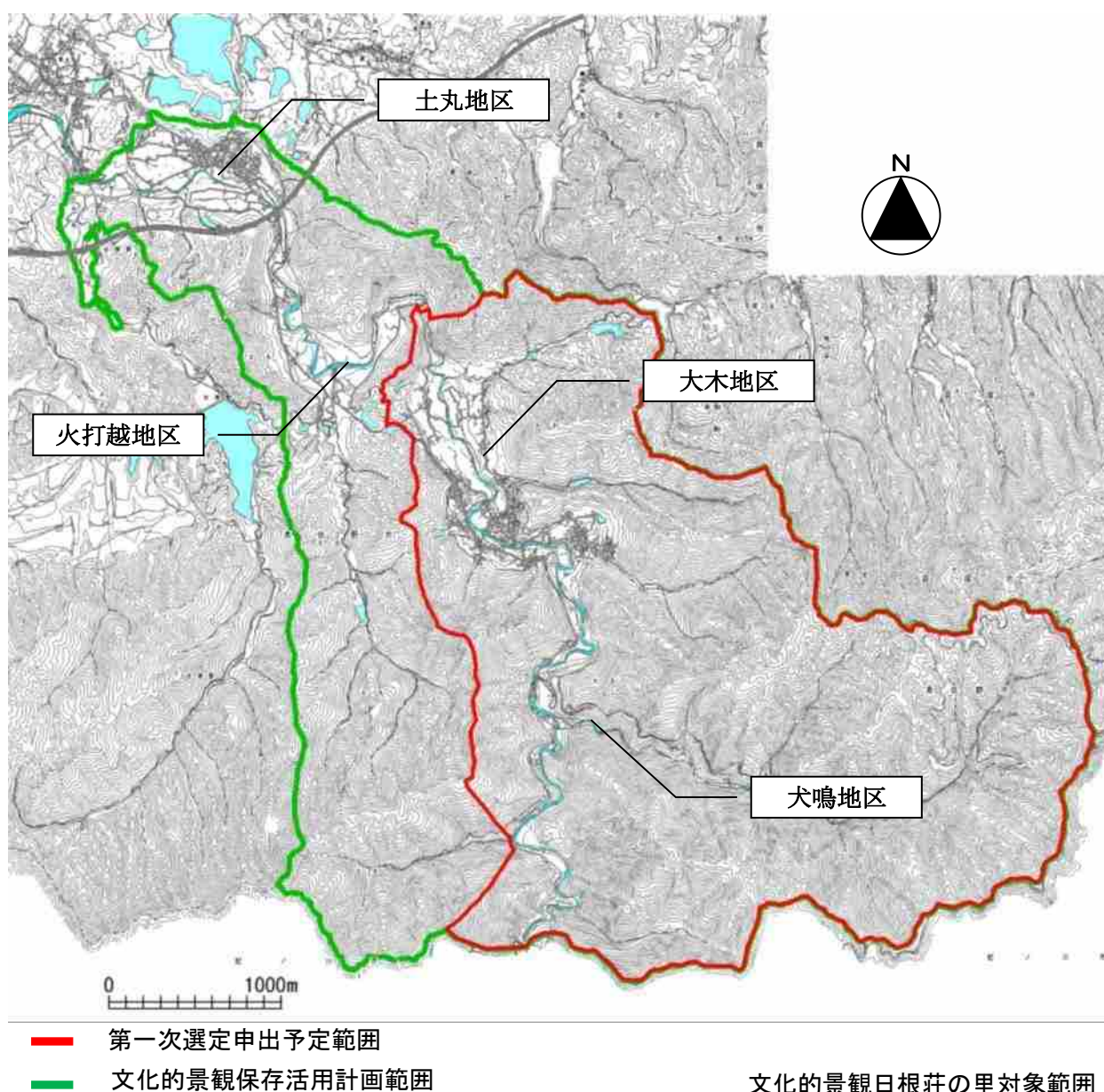
一方、当地域の山林は人が自然と関わりを持つことにより維持されてきたものであるが、林業の不振や担い手不足、イノシシやアライグマといった動物による被害の増加など、山を取り巻く環境は深刻さをましている。このまま山林が放置されると更に山が荒れ、自然環境にも影響を及ぼす可能性がある。豊かな恵みをもたらす山林と人とが、これまでのようにかかわり続けることが山林の保全と文化的景観の保護につながる。今後、幅広く日根荘の里の文化的景観の魅力を発信することにより、地域への関心を喚起し、山林ボランティアなど支援の取り組みにつながることを望まれる。

第4節 文化的景観の対象範囲

第1項 文化的景観日根荘の里対象範囲

日根荘は立荘当時、現在の泉佐野市域に相当する範囲であったが、戦国期まで続いたのは入山田村（大木・土丸地区）と日根野村（日根野地区）で、現在の国史跡指定地も同地区に点在している。そこで日根荘の文化的景観保護推進事業としては、日根荘由来の土地利用のあり方を色濃く伝える国史跡日根荘遺跡とそれに関連する地域である大木・土丸・日根野を対象範囲とした。また大木・土丸と日根野では山間地と平野部という地形環境、景観構成要素にも差があるため、対象範囲を大木・土丸地区、日根野地区に分け、先行して山間地の大木・土丸地区についての取り組みを進めることとした。調査は大木・土丸を対象として実施し『日根荘地域の文化的景観調査報告書（大木・土丸地区）』としてまとめている。

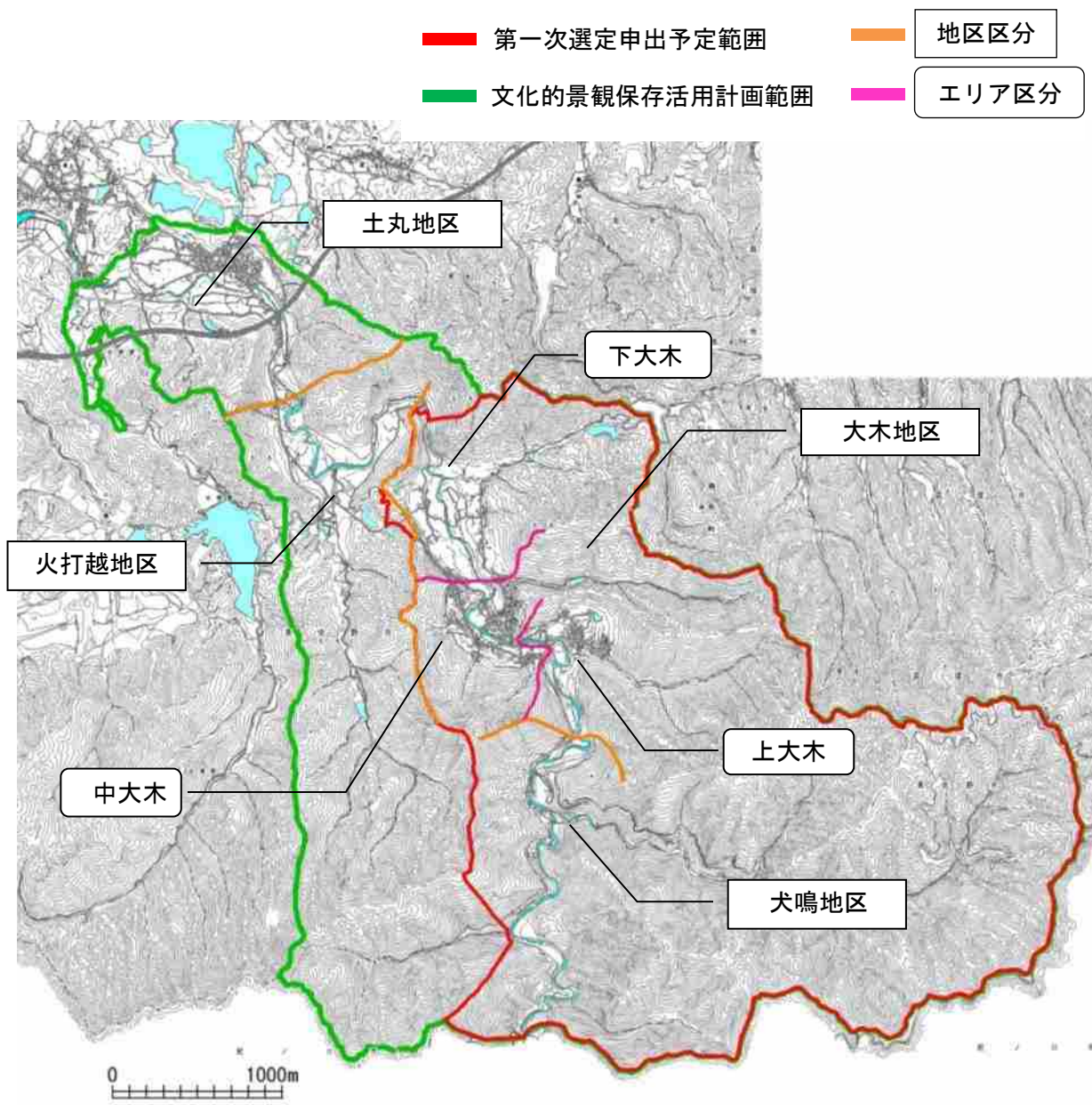
本計画書では大字大木・土丸の盆地と周囲の山林を対象として文化的景観の範囲を設定した。そのうち、大木・犬鳴地区から重要文化的景観へ選定申出を行う予定である。



第2項 地区区分

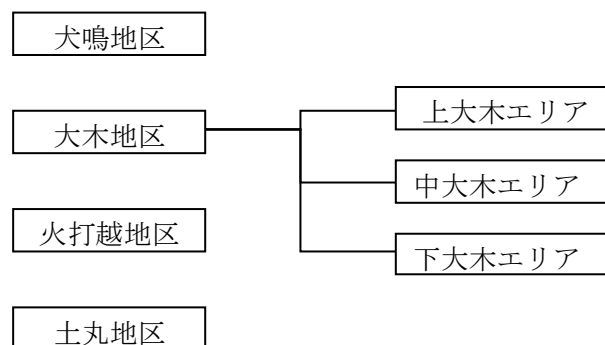
大木・土丸地区は、和泉山脈の前山がつくりだす大小の盆地や谷筋で構成されていることから、地形的特性（盆地や谷筋）、土地利用のまとまり（山林・農地・集落等）、視認性等から4つの地区区分（犬鳴・大木・火打越・土丸）に分けることができる。なかでも最も大きな盆地である大木地区では、その特性からさらに3つのエリア（上大木・中大木・下大木）を設定した。

今回設定する区分・エリアは景観のまとまりを捉えるためのものであり、現在の大字界や町内会等の社会的区分とは必ずしも一致していない。



各地区区分とエリア区分

各地区区分の概況



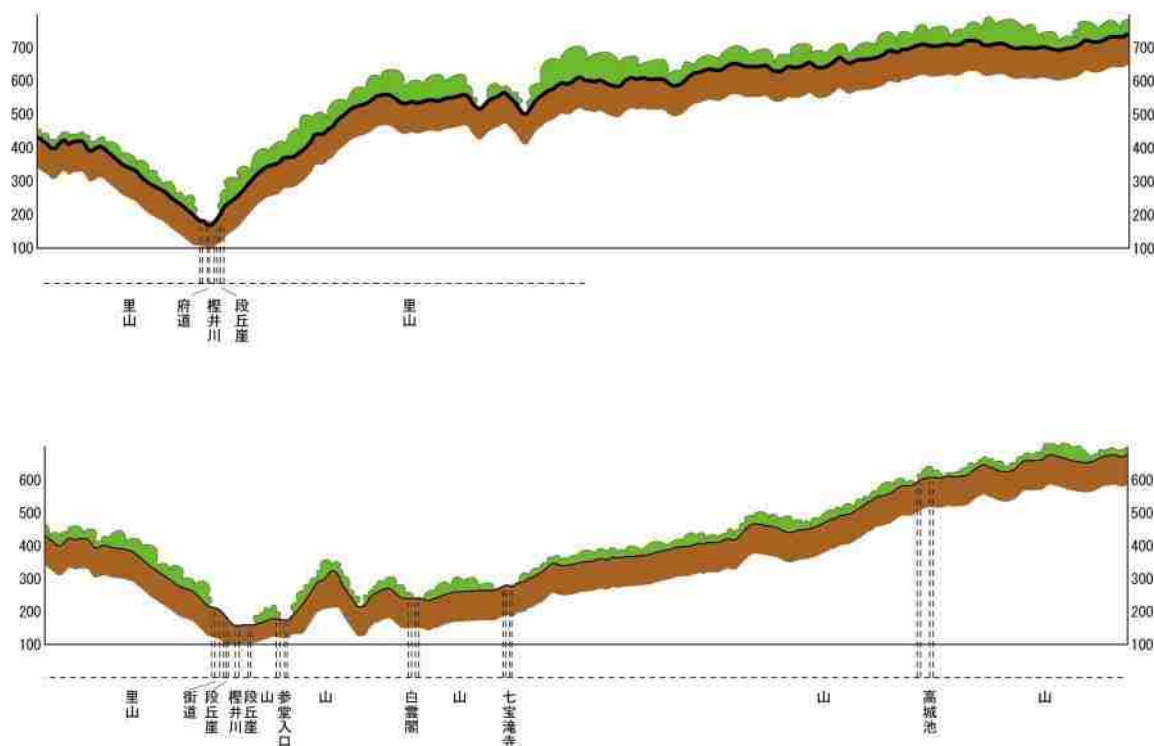
各地区区分の状況は次の通りである。

犬鳴地区

和泉山脈の灯明ヶ岳や高城山等と泉葛城山へと続く標高 600m 前後の山々によって構成される谷にあたる。この地区で犬鳴川と二瀬川が合流し、樫井川となる。

犬鳴川に沿って犬鳴山七宝滝寺の境内が広がり、参道のスギの巨木や行者の滝をはじめとする数多くの滝と溪谷があり、名勝として古くから知られている。周囲の山々には修験道の行場が設けられている。府道と七宝滝寺参道の分岐点周囲に犬鳴山温泉の温泉旅館等が並んでいる。

ほぼ全域が金剛生駒紀泉国定公園内であり、七宝滝寺とその周辺は大阪府名勝に指定されている。犬鳴山の自然・七宝滝寺・犬鳴山温泉はともに泉佐野市の観光拠点である。

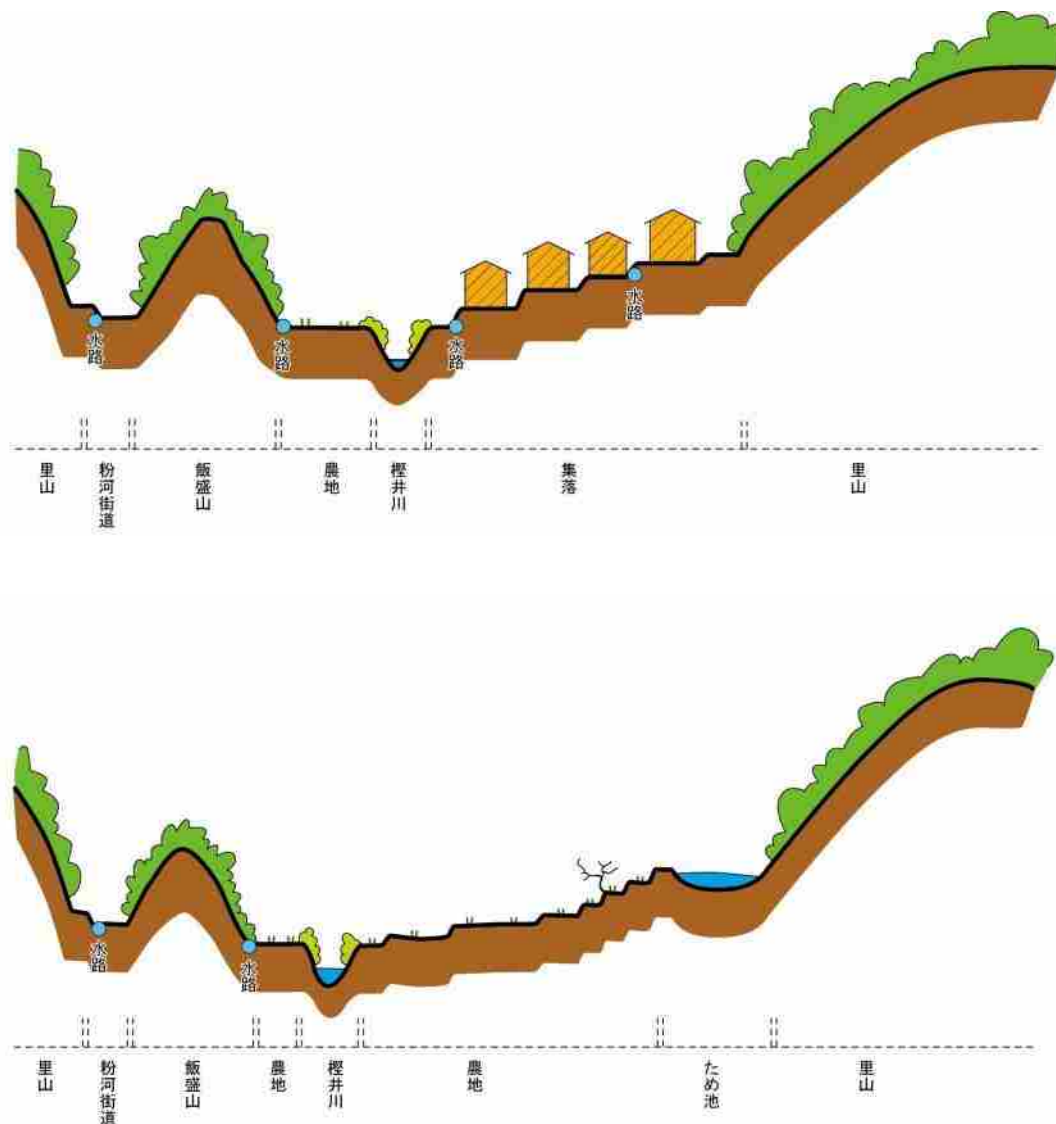


大木地区（上大木エリア・中大木エリア・下大木エリア）

大木・土丸地区の中で最も大きな盆地に位置する。盆地を樫井川が貫流し、右岸・左岸に河岸段丘が形成され、基本的に里山～集落～農地～川のパターンの土地利用が見られる。盆地のうち、地形的なまとまりから、上大木・中大木・下大木の3つのエリアに分けられる。

上大木エリア

エリアの周囲に山が続き、大木地区でも独立性の高い盆地となっている。盆地南側は段丘上段から山林・集落・川と続き、北側は山林・耕地・川と続く。盆地中段に東ノ池が位置し周辺には石積みによる棚田状の耕地群が広がる。南側の集落内でも瓦葺き民家が多くみられ、屋敷地周り、段丘崖、道等で石積みがみられる。盆地周囲の山林はスギ・ヒノキに加え、大木地区の特産品であったヤマモモがあり、耕地に単独のヤマザクラがあり特徴ある景観を構成している。国史跡日根荘遺跡の香積寺跡・蓮華寺が所在する。



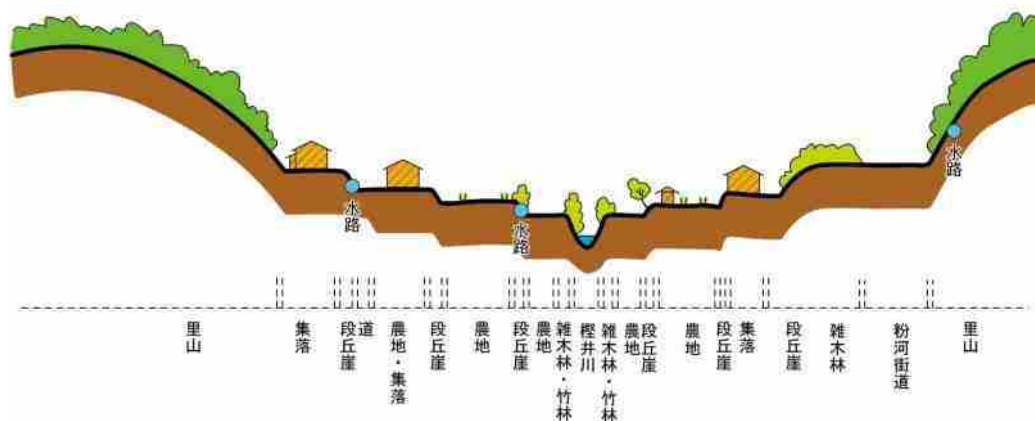
中大木エリア

大木地区の中央部で、西光寺～禅徳寺の山と御所谷～火走神社背後の山に囲まれた範囲。樫井川が盆地中央を流れる。樫井川右岸では山頂・山腹部に寺院があり、その眼下に民家群・水間道が通り川沿いに水田がひろがる。左岸は山裾部にため池・水路があり、続いて小規模耕地があり、府道沿いや谷筋に民家が立地する。山林はスギ・ヒノキ等の人工林が多くヤマザクラなどが混在する。エリア内で粉河街道と水間道が分岐し、それに沿って集落が形成されている。大木地区の中で最も民家が集中する場所であり、大木小学校・大木簡易郵便局・火走神社・禅徳寺等の施設も所在する。水間道沿いには石積み・生け垣・蔵等まとまりのある家並みがみられる。西光寺・禅徳寺・火走神社や御所谷等からのエリア内の眺望ができる。国史跡日根荘遺跡の火走神社、毘沙門堂が所在する。



下大木エリア

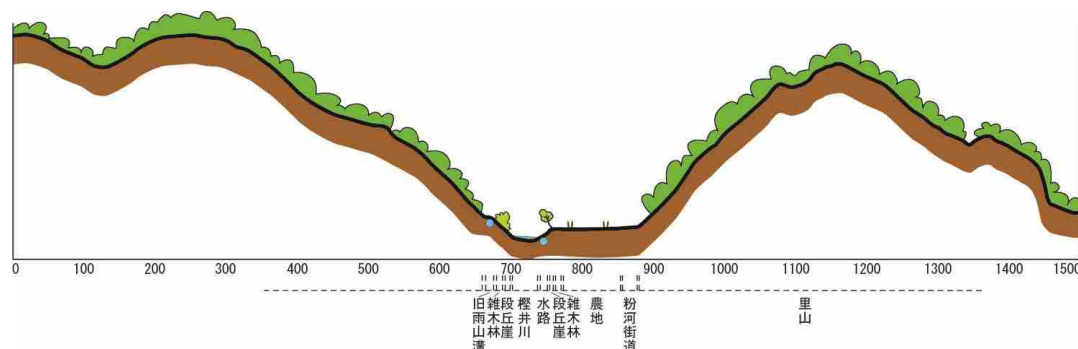
盆地北側で東西北の三方向を山が囲んでいる。樫井川が盆地中央を南北に貫流し河岸段丘を形成している。山裾部に樹園や棚田がみられ、続く平坦面は大木盆地の中でも広い段丘面に比較的大きな耕地面となっている。粉河街道や水間道沿いに集落が点在する。北東側に立花谷が続いたため池がみられる。段丘崖には雑木や竹林が広がっている。樫井川左岸では場整備事業が実施され、段丘崖等に石積みが施されている。国史跡日根荘遺跡の円満寺・長福寺跡が所在する。



火打越地区

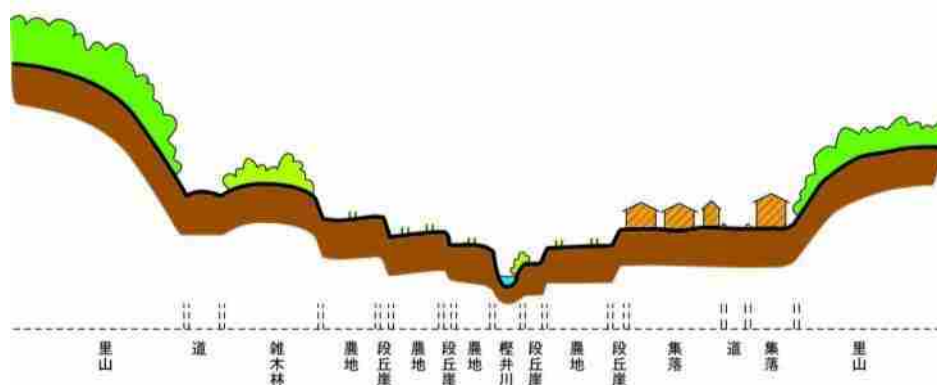
土丸地区と大木地区の間で、土丸城山と小富士山との間の谷筋を過ぎると土丸城山・久保山等によって囲まれる三角形の盆地が広がり、さらに南側に火打越谷が続く。この地区で櫛井川に南側から火打越川が合流する。

大木地区との境に瀬藤池・坂久保池、火打越の奥には釜滝池が位置する。山裾部を水路が回り、続く平坦面で比較的広い農地が広がる。火打越谷では地形を活かした小区画水田が見られる。火打越谷の耕地や櫛井川沿いの耕地では石積みの畦畔や護岸がみられる。火打越は日根荘初期史料にあり早くから水田開発が行われていた場所である。



土丸地区

日根野地区や熊取町との境界の丘陵部と小富士山・土丸城山等によって構成される盆地で、大木地区に次いで大きく独立性が高い。櫛井川北側に集落が集中し、集落西部及び櫛井川南側に農地が広がる。集落北側丘陵部の墓地ではシイ・カシ等の樹林地が広がり、熊取町からの粉河街道と泉佐野市街地からの大木道が合流する。盆地北側に府道のバイパスが、盆地南側を阪和自動車道がとおっている。春日神社境内にはクスノキの巨樹がある他、極楽寺・蓮華寺・土丸城跡等、日根荘ゆかりの史跡も数多い。

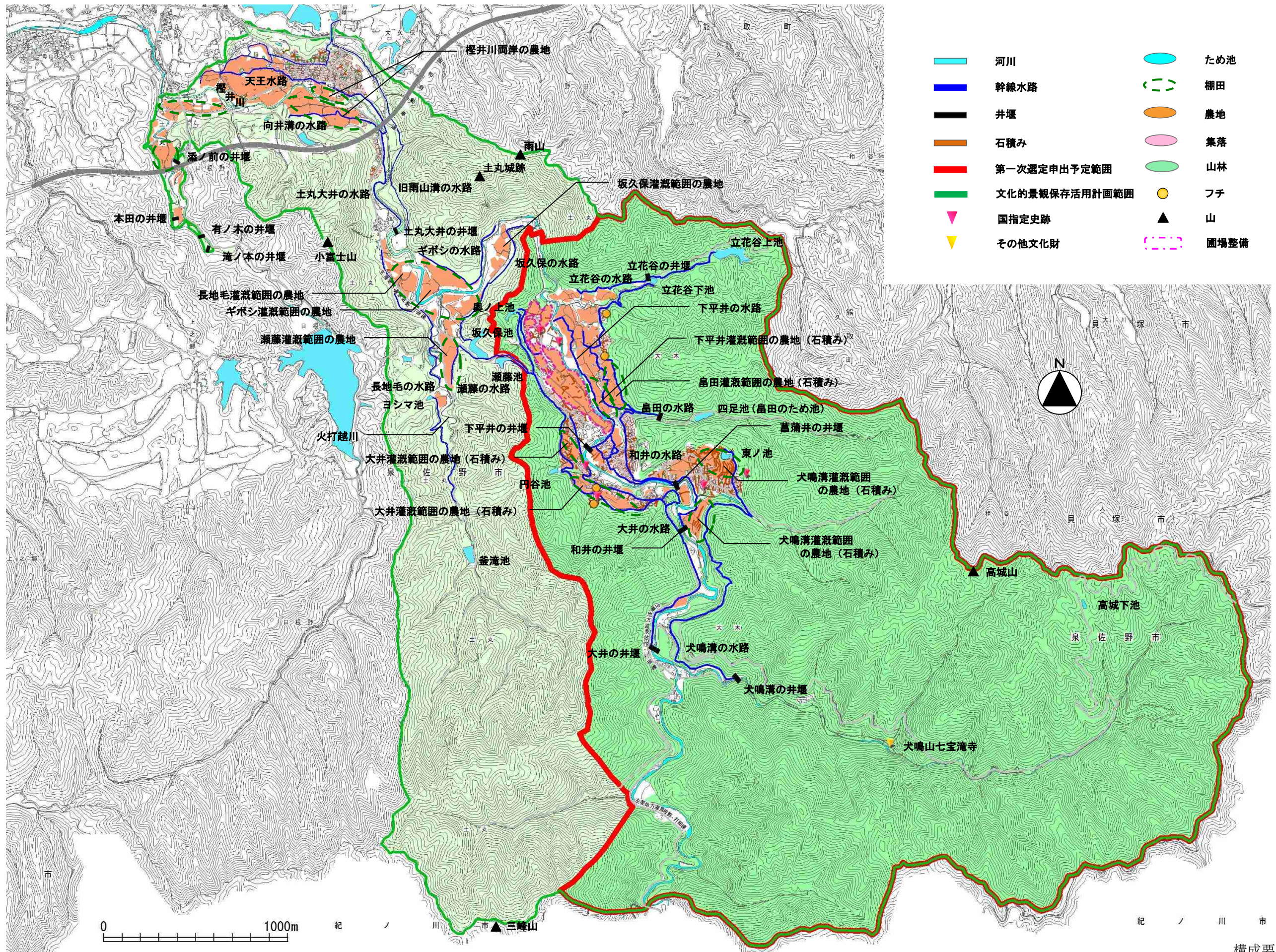


第3項 文化的景観を構成する要素

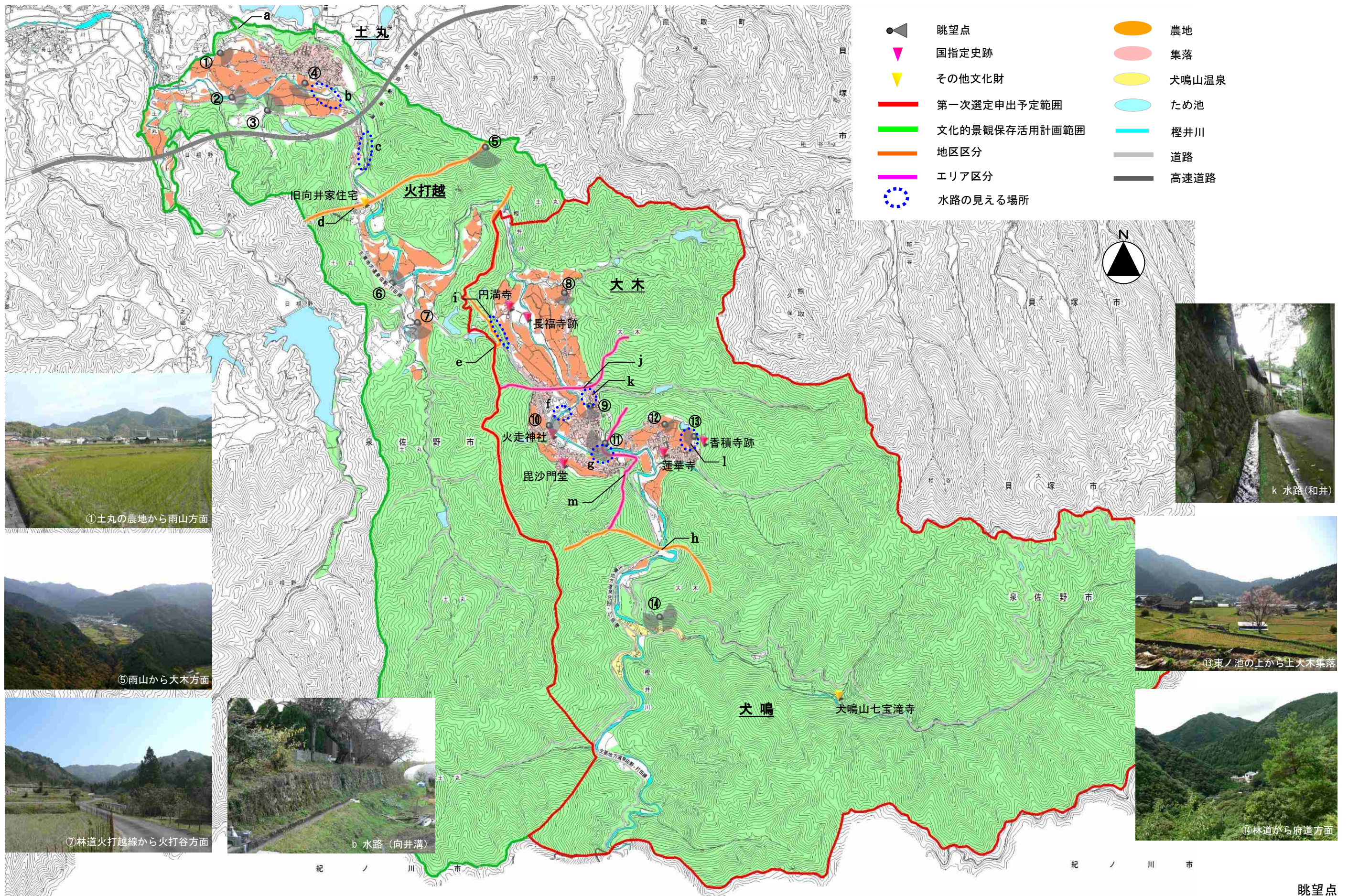
文化的景観日根荘の里を構成する要素は、次のように整理することができる。

(仮称)文化的景観日根荘の里 主な構成要素一覧(案)

範囲		犬鳴	上大木		中大木		下大木		火打越	土丸			
分類		構成要素											
水系	川	檜井川 犬鳴川 二瀬川	檜井川		檜井川		檜井川		檜井川 火打越川		檜井川		
	池	高城池		東ノ池		四足池 円谷池		立花谷大池 立花谷小池 奥ノ池		坂久保池 瀬藤池 ヨシマ池 釜滝池			
	井堰	犬鳴井堰 大井井堰		和井井堰 菖蒲井井堰		下平井井堰				長地毛井堰(上・下)		土丸大井井堰	
	用水路	犬鳴溝		大井 和井 菖蒲井 犬鳴溝		大井 和井 菖蒲井 下平井 畠田用水		大井 和井 下平井 畠田用水 立花谷用水		坂久保(用水) 瀬藤(用水) 長地毛用水 旧雨山溝		大井(土丸) 天王水路	
農地	田・畑		東ノ池周辺の棚田		御所谷・円谷の小規模水田		段丘崖を石積みを法面とした水田 畠田の耕地 長福寺跡		火打越の耕地 ギボシの耕地		檜井川兩岸の耕地		
	石積み		ヤナブ 東ノ池周辺				段丘崖の石積み				耕地石積み		
	農作業小屋						長福寺跡の タマネギ小屋						
集落	屋敷地		蓮華寺周辺の屋敷群		御所谷 禅徳寺の下		奥間 若崎 森				街道沿い		
	寺社・堂	犬鳴山七宝滝寺 大師堂		蓮華寺		火走神社 毘沙門堂 西光寺 禅徳寺 大師堂		円満寺		水呑地藏		春日神社 極楽寺 蓮花寺 大師堂	
	祠		小祠 地藏		小祠 地藏		小祠 地藏		小祠 地藏		小祠 地藏		
	石積み		蓮華寺周辺 東ノ池周辺		水間道沿い 御所谷沿い		水間道沿い						
	建築物等					茅葺き民家				旧向井家住宅		茅葺き民家	
	墓地			上大木墓地		中大木墓地		下大木墓地				土丸墓地	
集落周辺の樹木	社寺林	参道の杉			火走神社の社叢林						春日神社の社叢林		
	樹木	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	サクラ(並木・単独) ヤマモモ(並木・単独)	
道	旧道・街道	粉河街道(泉佐野打田線)		粉河街道(泉佐野打田線)		粉河街道(泉佐野打田線) 水間道(大木永楽池線)		粉河街道(泉佐野打田線) 水間道(大木永楽池線)		粉河街道(泉佐野打田線)		粉河街道(泉佐野打田線) 大木道(土丸栄線)	
	参道	七宝滝寺参道											
地形	山	山並み 稜線											
	段丘												
	森林												



構成要素配置図



眺望点



①土丸の農地から雨山方面



②古川橋から雨山方面



③土丸の集落を望む



④つり橋周辺の農地



⑤雨山から大木方面



⑥府道から雨山方面



⑦林道火打越線から火打谷方面



⑧林道下大木線入口から水間道



⑨中大木集落の水間道



⑩火走神社前から中大木集落



⑪西光寺から下大木方面



⑪西光寺から中大木方面



⑫東ノ池の下から上大木集落



⑬東ノ池の上から上大木集落



⑭林道から府道方面



⑭林道から犬鳴山方面



a 頓田(土丸)周辺



b 水路(向井溝)



c 旧雨山溝



d 府道から土丸方面



e 峠（区分ライン）



f 下平井堰



g 檜井川と水路(葛蒲井)



h 府道から犬鳴方面（区分ライン）



i 大井



j 四足谷の入口



k 水路(和井)



l 犬鳴溝



m 馬瀬の切通し

第3章 文化的景観についての基本的方針

第1節 保存管理・整備活用・運営体制に関する基本方針

文化的景観は、地域の人びとがくらしや生業の中で創り出し、時代を経て受け継がれてきたものであり、これからも、くらしや生業の変化に柔軟に対応しつつ、日根荘の里の特性や本質的価値が保全されるように取り組んでいく必要がある。

そのため地域の気候風土くらしや生業、地域の問題などを総合的に文化的景観の保存にかかる課題としてとらえる必要がある。

次に、文化的景観としての保存管理・整備活用・運営体制についての基本方針について以下のよう示す。

第1項 保存管理に関する基本方針

・日根荘の時代から受け継がれた土地利用と歴史的資源の継承

和泉地域の山間農村としての良好な景観が、中世荘園日根荘の様子を今に伝える景観であるという日根荘の里としての特性を次の世代へ受け継ぐために、櫛井川による河岸段丘の段丘面を活かした従来からの土地利用が継承されるように努める。

土地利用の根幹となるため池・井堰・水路や信仰や地域のまとまりの場である社寺堂等は、日根荘の時代からの歴史的変遷を現在に伝える歴史的資源であり、文化的景観の主要な構成要素でもある。こうした構成要素の保全に努めるとともに調査を進め、価値の保存とその継承が行われるように努める。

・豊かな自然環境（生物多様性を保持した環境）の保全

文化的景観「日根荘の里」は、山（山林）と河川、ため池、水田等、人びとが生業・くらし・信仰等の中で自然と関わりを持つことにより良好な景観が保全されており、同時に生物多様性が保持された環境となっている。そのため、くらしや生業等を通じて、人と自然との関わりが継続されるように努める。

・持続的な文化的景観の保護

大木・土丸地区の文化的景観は、地域のくらしや生業の中で、多くの人びとに関わり、受け継がれてきたものである。くらしや生業の変化等、時代の変化に対応することにより、文化的景観の持続的な保護が可能となるよう取り組みを進める。

・「重要文化的景観」制度による持続的な保存管理

日根荘の里としての特性を維持しつつ、その価値を保存するため、重要文化的景観の選定申出に向けた取り組みを進める。「重要文化的景観」の制度を活用することにより、文化的景観の継承が国等の支援対象となり、持続的に保存管理を進められるように努める。

第2項 整備・活用に関する基本方針

文化的景観の整備活用についての基本方針を以下の通り掲げる

・ 文化的景観が持続可能となるための整備

文化的景観を保護するためには、従来からの農業及び林業等の生業や、くらしの継承が重要である。時代の変化にあわせて、くらしや生業が継承されるために必要とされる整備が行われる際には、現在の土地利用の継承や文化的景観の構成要素の保護に配慮したものとなるように努める。また景観を維持するために必要な整備を行い、地域の文化的景観が後世へ伝えられるように取り組む。

特に重要文化的景観の重要な構成要素となるものについては、国等の支援を求めつつ、その価値が維持されるように努める。

文化的景観の重要な構成要素である史跡日根荘遺跡については、史跡整備等が行われる場合に史跡と共に文化的景観の価値を高めるものとなるよう努める。

・ 文化的景観の特性を活かした活用

文化的景観の特性を活かした活用に取り組み、地域の活性化へつながるように努力する。

自然資源・日根荘をはじめとする史跡・関連する寺社等地域の歴史的資源等を積極的に活かし、地域のくらしや生業と一体となって「日根荘の里」としての情報発信を進める。

・ 学びの場としての活用

地域の豊かな自然や中世荘園日根荘以来の歴史的資源が受け継がれていることから、地域の自然、中世荘園日根荘と土地利用の変遷、文化を学ぶことができる場となるよう文化的景観の活用をめざす。

文化的景観「日根荘の里」の文化的景観の保護のために、ストーリー、日根荘、地域のくらしや生業についての関心を高め、理解を深められるように努める。

第3項 運営体制に関する基本方針

・ 住民、行政等が協働して取り組む体制づくり

文化的景観の継承には、くらし・生業・学びなど、保存管理・整備活用の取り組みが総合的に進められることが不可欠である。そのためには地域住民が主体となって、市民、行政、その他関係者等が協働して取り組むための運営体制づくりを進める必要がある。

また文化的景観保護の取り組みは、広く・長く・継続的に支援を行う必要があり、そのための組織づくりを行い、日根荘や文化的景観について積極的な情報発信を行い、景観保全や地域の活性化に向けた取り組みへの参加者・協力者を募ることが必要である。

第4章 保存管理・整備活用について

第1節 保存管理について

第1項 保存管理の考え方

基本方針に基づき、文化的景観「日根荘の里」については、日根荘以来受け継がれてきた土地利用と構成する要素について保全・継承に努めることが重要である。ここでは地理的条件による地区区分別と、水系、農地など構成要素別に保存管理の考え方を、以下の通り示す。

① 各地区区分毎の文化的景観保存管理についての考え方

地区区分	エリア	保存管理の考え方
犬鳴		犬鳴地区は和泉山脈の山々とその谷筋で構成される犬鳴地区は、山林や犬鳴川の滝と溪谷等、豊かな自然環境に恵まれ、日根荘の里の水系の水源地でもある。 犬鳴山七宝滝寺と行者の滝をはじめ境内や周辺の山々に修験道の行場が点在する、歴史ある信仰空間であると共に、身近な自然を楽しむことができる場で温泉街もある地域の観光拠点でもある。 当地区の大半は国定公園・府名勝の指定範囲であり、すでに環境保全が図られていることから、引き続き山林や七宝滝寺周辺の良好な自然環境の保全に努め、周辺の建物等は自然環境との調和に配慮しつつ整備活用を進める。
大木	上大木	上大木エリアは、地形的に大木盆地の中でも独立性の高い部分である。盆地北側には、東ノ池周辺の棚田を含む、山～ため池～耕地～川の土地利用、盆地南側は屋敷地が集中する山～山裾部～集落～川の土地利用がみられる。これらの土地利用の様子が継承されるように配慮する。 東ノ池からの眺望と東ノ池が見渡せる眺望の維持に配慮する。 農地や集落でみられる石積みが継承されるように配慮する。
	中大木	中大木エリアは、大木盆地が湾曲する部分に当たり、大木・土丸地区の中でもっとも建物が集中する地区である。 檜井川両岸部で山～山裾（小規模田）～屋敷地～農地～川という土地利用が継承されるように配慮する。 西光寺や禅徳寺、御所谷、円谷池、火走神社等の高台や段丘崖からの眺望が維持されるように配慮する。 粉河街道や水間道などの旧街道に沿って見られる集落の佇まい（石積みや生け垣含む）が継承されるように配慮する。
	下大木	下大木エリアは、大木盆地の北側に当たり、比較的広い耕地が広がり、屋敷群が点在している。 現在の土地利用の継承と共に、府道や用水路、円満寺等からの周囲を見渡せる眺望がまもられるように配慮する。 農地や屋敷地にみられる石積みが継承されるように配慮する。

火打越	火打越地区は、山～山裾部～旧街道・農地～川を基本とする土地利用がみられ、小富士山と土丸城山との谷筋に樫井川・粉河街道が通っている。 地区内のまとまった農地群が継承されるように努めるとともに、旧街道からの眺望がまもられるように努める。
土丸	土丸地区は、山～（阪和道）～農地～川～農地・集落～山という土地利用がみられる。 こうした土地利用が継承されるように努める。 樫井川両岸に広がる耕地のまとまりと盆地北側の旧街道沿いに集落のまとまりが継承されるように努める。また春日神社の社叢林への眺望がまもられるように配慮する。

② 構成要素別の文化的景観保存管理についての考え方

対象	水系	農地等	集落・街道等
全体	河川、ため池・水路等、文化的景観の根幹となる要素であり、その機能の維持を前提としつつ、景観の維持に努める。	文化的景観を構成する主要素であり、伝統的な水田・耕地・畦畔・石積み等の維持により農地の継承に努める。	地域の暮らしの主要素であり、暮らしの維持を前提としつつ、景観計画等により、周囲の自然環境や農地に調和した景観の保全を図る。
犬鳴	樫井川・犬鳴川及び滝、犬鳴溝や大井等の井堰とその水系を維持する。		周囲の自然環境と調和するように努める。
大木	上 大木	東ノ池周辺の棚田やヤナブの耕地など特徴のある農地の形態の維持や石積み畦畔等の維持に努める。	伝統的家屋の維持に努め、新築・改築等の場合は周囲の伝統的家屋と調和するように努める。
	中 大木	四足池や円谷池などため池、下平井井堰、大井・和井・菖蒲井・下平井等の用水路を維持する。	山際・川沿いの小区画の農地の形態の維持に努める。 石積みの畦畔等の維持に努める。
	下 大木	立花谷池やその水系及び大井及び奥ノ池とその水系を維持する。木樋や石積み水路等は可能な限りその維持に努める。	伝統的家屋の維持につとめ、新築・改築等の場合は周囲の伝統的家屋と調和するように努める。

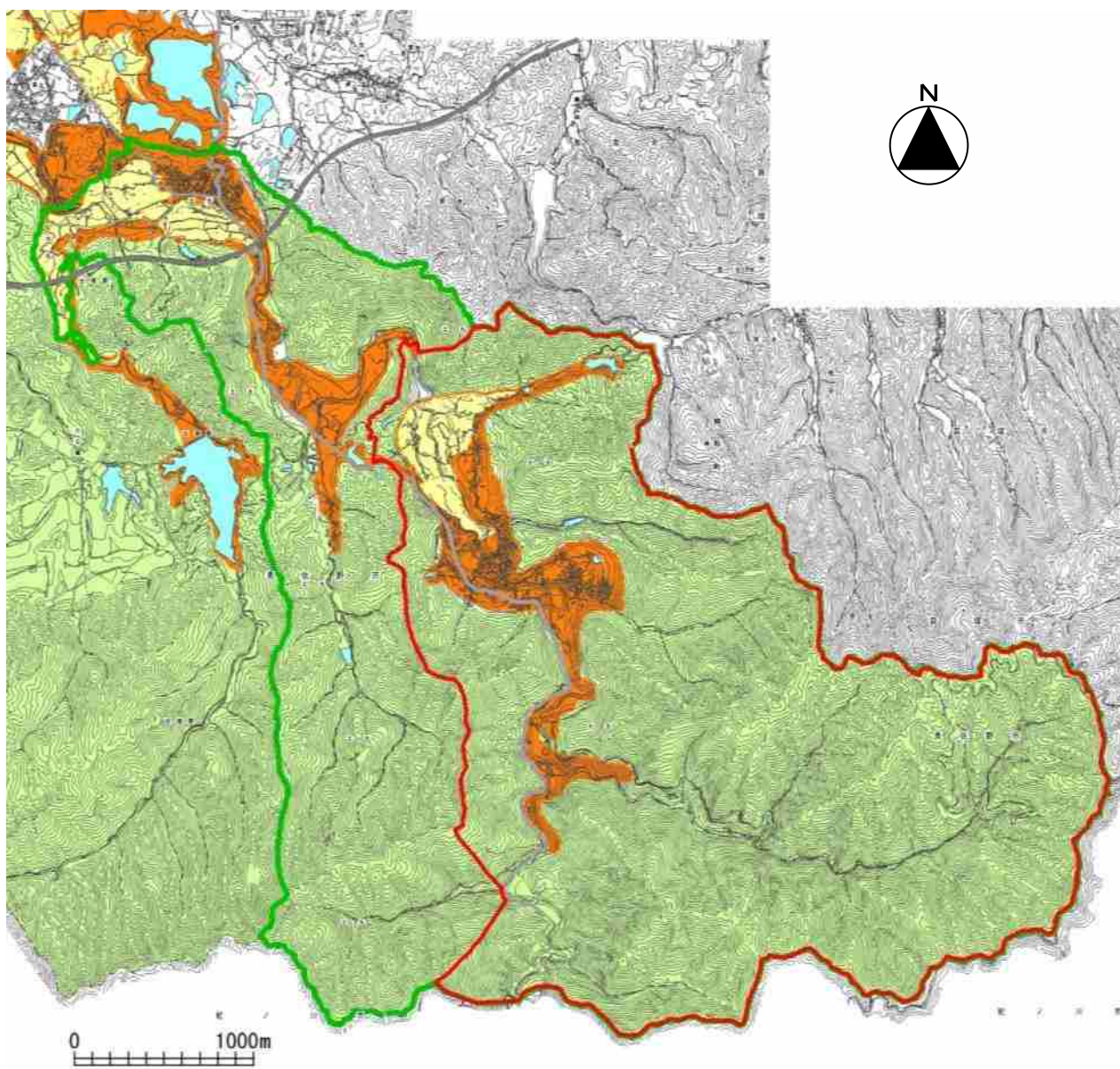
火打越	釜滝池・瀬藤・坂久保池と長地毛用水の他、各水系の維持に努める。 旧雨山溝水路の維持につとめる。	火打越やギボシの農地について形態維持に努める。 段丘崖や畦畔に用いられる石積みの維持に努める。	周囲の農地や山林と調和するように努める。
土 丸	土丸大井等の井堰と用水路の維持に努める。	農地の形態維持に努める。石積み畦畔等の維持に努める。	伝統的家屋の維持に努め、新築・改築等の場合は周囲の伝統的家屋と調和するように努める。

第2節 法令等による行為規制等の整理

第1項 既存の法令等による行為規制

大木・土丸地区には、都市計画法を始めとする行為規制等が適用され、こうした既存の法令等により、大木・土丸地区の良好な農村景観が維持されてきた。主なものには以下のとおりである。

関係法令等	対象となる区域	行為規制の内容
都市計画法	市街化調整区域	区域内での開発には許可が必要
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	農用地区域内の開発行為については許可が必要
農地法	農地	農地転用及び農地転用するための権利の設定、または移転を行う場合許可が必要
自然公園法	金剛生駒紀泉国定公園	自然公園区域内の風致景観保護ための行為制限 特別地域及び特別保護地区は府知事の許可、普通地域は届出が必要
森林法	森林区域	1haを超える開発行為に府知事の許可が必要
		1ha以下の開発、皆伐、間伐等は市へ届出が必要
	保安林	立木伐採、土地の形質変更等は府知事許可が必要
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	建築物その他の工作物の新築増改築、土地の形質変更、木竹の伐採等には府知事へ届出が必要
文化財保護法	史跡	指定地内の現状変更、保存に影響を及ぼす行為 文化庁長官の許可（軽微なものについては市教委）
	周知の埋蔵文化財包蔵地	遺跡範囲内での開発行為については届出が必要
大阪府記念物顕彰規則	名勝（犬鳴山）	名勝範囲内の現状変更、保存に影響を及ぼす行為についての許可（府教委）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域内で、水の放流、のり切・切土・盛土・掘さく、立木竹の伐採等の行為を行う場合には、原則として、府知事の許可が必要。



- | | | |
|---|---|--|
| 農用地 | 第一次選定申出予定範囲 | 主要道路 |
| 農業振興地域 | 文化的景観保存活用計画範囲 | 高速道路 |
| 近郊緑地 | | |

主な行為規制範囲図

第2項 景観法による景観形成

文化的景観「日根荘の里」の対象範囲では、良好な景観を受け継ぐために、「泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画」を策定し、本計画と一体となって景観形成のルールづくりを進める予定である。以下はその景観形成の方針（案）である。

【泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画による景観形成方針（案）】

基本理念

大木地区では自然環境・歴史文化、それを受け継ぐらしと生業が一体となって良好な景観を形成している。これらは古くから自然と人との関わりの中で創出され、維持されてきたもので、同時に日根荘以来の土地利用の歴史性を有するものである。

しかしながら人口の減少、高齢化、農業・林業の担い手不足等、地域のくらしや生業を取り巻く環境が大きく変化しつつあり、これまで同様の景観の維持が困難になりつつある。そこで、今後の大木地区の良好な景観保全に向けた基本理念を以下のように設定する。

自然と歴史の魅力あふれる日根荘の里づくり

基本目標

基本理念の実現をめざすために、基本的な目標として次の3つを定める。

- ・和泉山脈の緑と樫井川に育まれた自然資源の保全
和泉山脈や盆地周囲の山なみ、樫井川、ため池、水路、水田など、人との関わりの中でまもられてきた自然資源の保全。
- ・日根荘の時代から受け継がれた歴史・文化的資源の保全と継承
日根荘遺跡をはじめとする地域の豊かな歴史と文化の資源の継承。
- ・地域のくらしと生業の景観の保全と継承
気候風土を活かした地域のくらしや生業によって受け継がれてきた景観の保全と継承。

景観形成の方針

基本的な目標の実現に向けて、目標に基づき基本的な方針として次の4つを定める。

地域の自然資源をまもり・活かす

- ・人との関わりの中でまもられてきた山林や川・滝・池などの自然環境を保全する。
- ・自然と調和した生活環境の保全を図る。
- ・市民が身近に自然にふれることができるよう環境整備を進める。

地域の歴史と文化の資源をまもり、活かす

- ・日根荘の時代から受け継がれてきた、ため池や用水路等と農地・集落が一体となった歴史性を有する土地利用を受け継ぐ。
- ・日根荘に代表される地域の歴史・文化の特徴を次の世代へ受け継ぎ、活かす
- ・歴史的な社寺・史跡等の歴史的資源を保全する。

地域のくらしと生業を受け継ぎ、活かす

- ・まとまりある集落のたたずまいを継承する。
- ・祭礼行事等の地域の伝統的なくらしを継承し、地域づくりに活かす。
- ・農業・林業をはじめ織物工場・製材工場・犬鳴山温泉等の地域の生業を継承し、地域づくりに活かす。

住民が主体となって市民・事業者・行政と協働し景観をまもり、伝える

- ・景観形成に向けて地域の自然・歴史・文化や景観に関わる取組みをすすめる。
- ・住民が主役となり、市民・事業者・行政等が協力・連携して景観を保全する体制づくりを進める。
- ・地域の良さやそれを受け継ぐ取り組みについて積極的に情報発信する。
- ・地域を訪れやすい環境づくりを進める。

景観形成の基準（案）（法第8条第2項第3号関係）

本計画では、これまで受け継がれてきた大木地区の良好な景観をまもり、次の世代へ伝えるための景観形成の基本目標や基本方針を設けている。良好な景観は既存の法律や府市の条例等によりこれまで保全されてきた点を踏まえ、それらの周知を行うとともに、地域の景観を構成する要素を保全し、新たな行為等に際して景観の特性を保全するためのルールを景観形成基準とする。

区分		基準（案）
建築物	位置と規模	周囲の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して釣り合いよく配置すること。 周辺景観に配慮した高さや敷地規模を設定すること。
	形態及び意匠	周辺の景観との調和するような形態・意匠となるよう配慮すること。 屋根の形状は周辺の建築物と調和するようにすること。
	素材	素材は周辺の景観と調和するものとする。そうした素材を用いることができない場合は、緑化等で周辺の景観と調和が図れるよう配慮すること。
	色彩	できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観に調和した色彩とするよう配慮すること。
	屋外・屋上に設ける施設	公共空間から目立たない位置に設けるか、落ち着いた色彩を基調とし、建物本体及び周辺との調和を図ること。
	緑化	地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努めること。 周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
	その他	建築物を撤去した跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。
工作物	位置及び規模	周囲の建築物及び工作物の位置や規模を勘案して、位置及び規模・高さ等、周辺の景観に配慮すること。
	形態及び意匠	周辺の家並みや背景となる自然環境と調和のとれた形態意匠となるよう配慮すること。
	素材	外装に使用する素材は、できる限り経年劣化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺景観と調和するように配慮すること。
	色彩	周辺の景観と調和するよう落ち着いた色彩とするよう配慮すること。
	植栽	周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
	門・塀・垣・柵の構造等	建築物と調和するように形態や色彩を工夫し、周辺の景観になじむように配慮すること。 石垣や生け垣が現存する場合は、できるかぎり保全されるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、周囲の景観になじむものとなるよう配慮すること。
	その他	屋外照明は下方を基本とし、むやみに上方を照らさないこと。 自動販売機等は内蔵光源が明るすぎないようにすること
開発行為		開発行為は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢が著しく変更されるものでないよう努めること。また行為後の土地の地形や地勢が、周辺の景観となじむよう配慮すること。
土地の区画形質の変更		できる限り現況の地形を活かすように配慮すること。 新たな法面が生じる場合には、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合には必要最小限のものとし、素材や色彩等に工夫をするなど、周辺景観との調和に配慮すること。
木竹の伐採又は植栽		周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し検討すること。 伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じること。 植栽の場合は地域に元来ある樹種を用いるよう配慮すること。

屋外における物の集積	整然とした物の集積または貯蔵により、周辺の景観との不調和が生じないように配慮すること。 道路などの公共空間に接する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を集積するように配慮すること。それによりがたい場合は、敷地外周部などに植栽等の修景措置について配慮すること。
屋外広告物	主要な視点場からの眺望を遮らないよう配慮すること。 建築物や周辺の町並みとの調和に配慮し、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮すること。
水面の埋立て	護岸等の整備にあたっては、素材や色彩等の工夫など、周辺景観との調和に十分に配慮すること。



【届出対象行為（案）】

本計画対象区域内において、景観の現状を変更しようとする者は、景観法に基づき市（景観行政団体）に届出が必要となる。届出が必要な行為は次に掲げる行為とする

※なお、大規模な建築物及び工作物については、市景観条例に基づく「大規模行為」の届出もあわせて必要となる

（景観法第 16 条第 1 項、同 2 項関係）

区分		内容
建築物	新築・増築・改築若しくは移転	建築面積 10 ㎡以上のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	全体外観の 1/2 以上のもの
工作物	新築・増築・改築若しくは移転	道路から容易に見渡すことができるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	道路等から容易に見渡すことができる行為 外観の過半に渡る色彩の変更
開発行為		開発行為面積が 500 ㎡以上
土地の区画形質の変更		当該行為に伴い生じる法面の高さが 1.5m 以上を超えるもの
木竹の伐採又は植栽		高さが 5m 以上の木竹の伐採。
屋外における物件の堆積		堆積する期間が 90 日を超えるもの
屋外広告物	広告物	高さ 10m を超え、かつ表示面積が 30 ㎡を超えるもの
	建築物に附属する広告物	高さが 10m を超える建物に付属して設けられる広告物で、表示面積が 30 ㎡を超えるもの
その他		野立てとなる場所での新設 宅地内又は家屋若しくは店舗等に付属するものを除く。

○適用除外行為（案）

- (1) 農林業を営むための土地の形質の変更
- (2) 農林業を営むための屋外における物件の堆積
- (3) 農林業を営むための伐採及び植栽
- (4) 通常管理行為その他軽易な行為
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害のために必要な応急処置として行う行為
- (6) 他の法律条例に基づく制度により目的が達成されると認められる行為
 - ・文化財保護法に基づく、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物について行う行為
 - ・都市公園法に基づく都市公園の区域内での行為
 - ・自然公園法に基づく国定公園内の区域内で行う行為
 - ・都市緑地法に基づく緑地保全地区の区域内で行う行為
 - ・大阪府文化財保護条例
- (7) 景観計画区域となった時点で既に着手している行為
- (8) 新たに景観計画区域となった日から 30 日以内に着手する行為
- (9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (10) 国又は地方公共団体等が行う行為（通知行為が必要）

※(1)～(3)は届出行為等に関する条例による適用除外行為

(4)～(6)は景観法第 16 条第 7 項に定める適用除外行為

(4)の通常管理行為：屋根、外壁、建具の補修、色彩劣化部分の補修、家屋内部の改変行為、鳥虫害の防除行為、庭木の植替、剪定等

第3項 重要文化的景観の現状変更等に係る取り扱い基準

現状変更等への対応

重要文化的景観では、法及び文部科学省令により、重要な構成要素を対象として、滅失又はき損に係る届出（法第136条関連）及び現状変更等の届出（同法第139条関連）「滅失又はき損の様態」、「現状変更の行為等の具体的内容」を文化的景観保存計画で定めることとされている。以下はその内容である。

届出の種類	届出が必要な様態・行為	届出日
滅失	焼失、流失等により物件が消失	滅失・き損を知った日から10日以内
き損	災害等により物件の過半が破損	
現状変更等	（現状変更又は保存に影響を及ぼす行為）物件の種別毎に定める行為	現状変更をしようとする日の30日前まで

●文化庁長官への届出を要しない場合（法第136条及び第139条関連）

届出の種類	届出を要しない場合
滅失・き損	法136条ただし書 （省令 重要文化的景観にかかる選定及び届出等に関する規則 第4条） ・都市計画事業の施行として行う行為 ・国、都道府県、市町村等が行う行為 ・通常の農林業の生産活動に係る行為 （栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理等） ・農林業を営むために通常必要となる行為 （土地の形質変更、物置・作業小屋の設置など） ・農林業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為 （農業構造、林業構造の改善に関する事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業等）等
現状変更等	法139条ただし書 ・維持の措置（範囲：省令 重要文化的景観にかかる選定及び届出等に関する規則 第7条） 1 重要文化的景観がき損している場合に、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の現状）に復するとき 2 重要文化的景観がき損している場合に、当該き損の拡大を防止するために応急の措置を執るとき。 3 重要文化的景観の一部がき損し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合に、当該部分を除去するとき。 （文化庁次長通知） ・非常災害のために必要な応急措置 ・他の法令の規定による命令に基づく行為 ・通常の農林業の生産活動に係る行為 （栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理等） ・農林業を営むために通常必要となる行為 （土地の形質変更、物置・作業小屋の設置等） ・農林業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為 （農業構造・林業構造の改善に関連事業、土地改良事業、森林の整備保全に係る事業等） ・公共施設の管理行為全般等公共施設の管理者以外の者が管理者の許可を受けて物件（電柱・地下埋設管等）を設置する行為や当該物件の維持、修繕のために行う行為を含む）等

○文化的景観「日根荘の里」重要な構成要素の届出等の取扱い

構成要素		現状変更	滅失・き損
		所有者・管理者	所有者・管理者
水系	河川	大規模改修（廃止・大規模拡幅・流路変更等）	滅失・き損（災害等）
	ため池	大規模改修（廃止・堤体改修等）	滅失・き損（災害等）
	井堰	大規模改修（廃止・全面改修等）	滅失・き損（災害等）
	水路	大規模改修（廃止・流路変更・全面改修等）	滅失・き損（災害等）
農地	農地	大規模改修	滅失・き損（災害等） （※転用等含む）
	石積み	大規模改修（工法変更等）	除却・滅失・き損（災害等）
集落	社寺	改修・移設（景観計画の対象となるもの）	除却
	家屋	増改築（景観計画の対象となるもの）	除却
	屋敷地	大規模な区画の変更や改修	き損（災害等）
	石積み	大規模な改修（工法変更等）	滅失・き損（災害等）
	墓地	大規模な改修・移転	滅失・き損（災害等）
樹木	樹木		滅失・き損
道	府道（旧街道）	大規模改修等（廃止・大規模拡幅等）	滅失・き損
	市道・林道・農道・里道等	大規模改修等（廃止・大規模拡幅等）	滅失・き損
	橋梁	大規模改修等（廃止・全面改修等）	滅失・き損（災害等）
山	山林		滅失・き損（災害等）

○文化的景観選定範囲の重要構成要素の保護措置についての考え方

- ・文化的景観選定範囲内の重要構成要素については、変更履歴の記録することとする。そのため、重要な構成要素に対する各種行為について、泉佐野市教育委員会に対して事前協議を行うものとする。
- ・事前協議ののち、必要なものについては届出等を行うこととする。
- ・非常災害等で事前協議が困難なものについては、行為内容についての報告を求めるものとする。

重要な構成要素

文化的景観「日根荘の里」の構成要素については第2章で示したところであるが、重要文化的景観選定申出に必要となる重要な構成要素の候補は以下の通りである。

重要な構成要素候補（第2章第1節第3項の景観構成要素表を参照）

所有者等 府：大阪府、市：泉佐野市、大木改良区：泉佐野市大木改良区、土丸水利：土丸水利組合
関係法令等 史：国史跡、重文：重要文化財（建造物）、府名勝：府顕彰規則指定名勝
市文：市指定文化財、国定：金剛葛城紀泉国定公園内

① 水系： 日根荘以来の用水系を構成する河川・ため池・井堰・用水路

		対象	所在区分（エリア）	所有者・管理者等	関係法令等
水系	河川	樫井川（犬鳴川等含む）	大木・土丸	府	国定・府名勝
	ため池	高城下池	犬鳴	市・大木改良区	国定
		東ノ池	大木（上大木）	市・大木改良区	
		円谷池	大木（中木）	市・大木改良区	
		四足池	大木（中木）	市・大木改良区	
		立花谷大池	大木（下大木）	市・大木改良区	
		立花谷小池	大木（下大木）	市・大木改良区	
		奥ノ池	大木（下大木）	市・大木改良区	
		瀬藤池	火打越	市・大木改良区	
		坂久保池	火打越	市・大木改良区	
		釜滝池	火打越	市・大木改良区	国定
		ヨシマ池	火打越	市・大木改良区	
		伊引谷池	火打越	市・大木改良区	
		トロ谷池	土丸	市・大木改良区	
	井堰	犬鳴井堰	犬鳴	大木改良区	国定
		大井井堰	犬鳴	大木改良区	
		和井井堰	大木	大木改良区	
		菖蒲井井堰	大木	大木改良区	
		下平井井堰	大木	大木改良区	
		長地毛井堰（上・下）	火打越	大木改良区	
		土丸大井井堰	火打越	土丸水利	
	水路	犬鳴溝	犬鳴・大木	市・大木改良区	
		大井	犬鳴・大木	市・大木改良区	
		和井	大木	市・大木改良区	
		菖蒲井	大木	市・大木改良区	
		下平井	大木	市・大木改良区	
		畠田用水	大木	市・大木改良区	
		立花谷用水	大木	市・大木改良区	
		瀬藤	火打越	市・大木改良区	

		坂久保	火打越	市・大木改良区	
		長地毛	火打越	市・大木改良区	
		ギボシ	火打越	市・大木改良区	
		旧雨山溝	火打越・土丸	市	
		大井（土丸）	火打越・土丸	市・土丸水利	
		天王水路	土丸	市・土丸水利	

② 農地： 各水系によるまとまりのある農地（段丘崖や畦畔の石積み、農作業小屋等）

		対象	所在区分（エリア）	所有者・管理者等	関係法令等
農地	田畑 石積み	犬鳴溝の農地と石積み	大木（上大木）	個人・大木改良区	
		菖蒲井の農地と石積み	大木（中木）	個人・大木改良区	
		和井の農地と石積み	大木	個人・大木改良区	
		畠田の農地と石積み	大木（下大木）	個人・大木改良区	
		下平井の農地と石積み	大木（下大木）	個人・大木改良区	
		立花谷の農地と石積み	大木（下大木）	個人・大木改良区	
		大井の農地と石積み	大木	個人・大木改良区	
		瀬藤の農地と石積み	火打越	個人・大木改良区	
		坂久保の農地と石積み	火打越	個人・大木改良区	
		長地毛の農地と石積み	火打越	個人・大木改良区	
		ギボシの農地と石積み	火打越	個人・大木改良区	
		土丸水利の農地と石積み	火打越・土丸	個人・土丸水利	
	農小屋	長福寺跡タマネギ小屋	大木	市	史跡
		農作業小屋	大木・土丸	個人	

③ 集落： 社寺堂・建築物／屋敷廻り、道・水路を構成する石積み

		対象	所在区分（エリア）	所有者・管理者等	関係法令等
集落	社寺堂	火走神社	大木（中木）	(宗)火走神社	史
		火走神社本殿			市文
		火走神社摂社幸社本殿			重文
		禅徳寺（境内地・建物）	大木（中木）	(宗)禅徳寺	
		西光寺（境内地・建物）	大木（中木）	中大木鬺山会	
		蓮華寺（境内地・建物）	大木（上大木）	上大木町会	史
		円満寺（境内地・建物）	大木（下大木）	下大木町会	史
		毘沙門堂（境内地・建物）	大木（中木）	毘沙門講	史
		大師堂（犬鳴）（建物）	大木（犬鳴）	大師講	
		大師堂（中木）（建物）	大木（中木）	大師講	
		七宝滝寺（境内地・建物）	大木（犬鳴）	(宗)七宝滝寺	国定・府名勝
		水呑地藏（関係建物）	火打越	(宗)水呑地藏	
		春日神社（境内地・建物）	土丸	(宗)春日神社	
		極楽寺（境内地・建物）	土丸	(宗)極楽寺	

		蓮華寺（境内地・建物）	土丸	(宗)蓮華寺	
		大師堂（境内地・建物）	土丸	大師講	
		小祠・地蔵・道標・石造物等	大木（上大木）	町会等	
		小祠・地蔵・道標・石造物等	大木（中大木）	町会等	
		小祠・地蔵・道標・石造物等	大木（下大木）	町会等	
		小祠・地蔵・道標・石造物等	犬鳴	町会等	
		小祠・地蔵・道標・石造物等	火打越	町会等	
		小祠・地蔵・道標・石造物等	土丸	町会等	
	建築物	茅葺き民家	大木（中大木）	個人	
		茅葺き民家	大木（中大木）	個人	
		茅葺き民家	大木（中大木）	個人	
		茅葺き民家	大木（中大木）	個人	
		茅葺き民家	土丸	個人	
		伝統的な日本家屋	大木	個人	
		伝統的な日本家屋	土丸・火打越	個人	
		旧向井家住宅	火打越	市	市文
		大木町内会館（元農協）	大木（中大木）	町会	
	石積み	屋敷廻りの石積み	大木	個人	
		水間道や旧道沿いの石積み	大木	個人	
	墓地	上大木墓地	大木（上大木）	町会等	
		中大木墓地	大木（中大木）	団体・町会等	
		下大木墓地	大木（下大木）	町会等	
		土丸墓地	大木	町会等	

④ 道： 旧街道、参道、旧道（集落・ため池などをつなぐ道・絵図に描かれた道等）

		対象	所在地（区分）	所有者・管理者等	関係法令等
道	旧街道 旧道 参道	粉河街道（府道泉佐野打田線）	犬鳴・大木 ・火打越・土丸	府	国定
		大木道（府道土丸栄線）	土丸	府	
		水間道	大木	市	
		集落内の旧道	大木	市	
		集落内の旧道	土丸	市	
		大木地区の農道	大木	大木改良区	
		社寺堂への道（犬鳴山）	犬鳴	市・町会等	
		西光寺等への道	大木（上大木）	市・町会等	
		禅徳寺への道	大木（中大木）	市・町会等	
		七宝滝寺への道	犬鳴	(宗)七宝滝寺・市	国定・府名勝
		ため池・水路への旧道（林道）	犬鳴	町会等	
		ため池・水路への旧道（林道）	大木	町会等	
		ため池・水路への旧道（林道）	火打越	町会等	
		ため池・水路への旧道（林道）	土丸	町会等	

	橋梁	犬鳴大橋	犬鳴	市	
		一土庄橋	犬鳴	市	
		恩随橋	大木（中大木）	市	
		宮川橋	大木（中大木）	市	
		大和橋	大木（中大木）	市	
		新橋	大木（下大木）	市	
		旧恩随橋跡	大木（中大木）	市	
		上大木吊り橋	大木（上大木）	町会等	

⑤ 山林： 盆地周囲の山林（水系の集水範囲）

		対象	所在区分（エリア）	所有者・管理者等	関係法令等
山林	山林	犬鳴の山林	犬鳴	個人・団体	
		大木の山林	大木	個人・団体	
		火打越の山林	火打越	個人・団体	
		土丸の山林	土丸	個人・団体	
樹林	社寺林	火走神社の社叢林	大木	(宗)火走神社	史
		犬鳴山の社寺林	犬鳴	(宗)七宝瀧寺	
		春日神社の社叢林	土丸	(宗)春日神社	

第3節 整備活用について

第1項 文化的景観の整備について

地域の資産を活かした整備

文化的景観の整備は、史跡日根荘遺跡の整備とともに、住民、市民、行政、学識経験者等の関係者が協力して十分な検討を行った上で文化的景観の特性を活かし、その多面的な価値を高めるような整備計画を策定し、長期的な観点からその価値が継承されるように努める。

文化的景観が持続可能となるための整備活用

文化的景観を維持する上で、地域の生業やくらしの継承が不可欠であり、そのために農林業・防災・交通・生活等に関わる整備も必要である。その際には効率的な整備とともに文化的景観の特性に配慮し、文化的景観を次の世代へ継承することができるように努める。

文化的景観を活かした地域活性化と連動する整備活用

文化的景観の整備が地域の活性化と連動するものとなるように努める。こうした整備を行う際に重要な構成要素については、国等の支援を得ることにより、その機能と景観の維持が図られるように努める。

学びの場としての整備

文化的景観の保護には、地域の自然・歴史・文化・生業等を学び、関わる人材を養成するとともに、市民や関係者等が支援活動を展開可能となるよう、文化的景観及び関連する史跡等の整備を図る。

史跡日根荘遺跡の長福寺跡は、日根荘の領主九条政基が滞在し、政基公旅引付を記した場所であり、追加指定後公有化し、地域の方々の協力の下、平成19年度より暫定活用として野外展示（寺院跡・農空間）を実施しており、大木小学校の児童も校外学習を行っている。将来的に本格的な史跡整備が検討される際には、遺跡の保存と共に文化的景観の核として活用可能となるように配慮する。

現地を訪れた人びとに、全国的にも貴重な日根荘遺跡と文化的景観「日根荘の里」について体感できるように環境整備を進める。

第2項 文化的景観の活用について

文化的景観を活かす

①日根荘の里としての情報発信

日根荘は、国史跡としても全国的に数少ない中世荘園遺跡であり、史跡と文化的景観が一体となって「日根荘の里」の景観を構成している。文化的景観は身近な自然や土地利用、そして日常生活や生業の中で機能するものが構成要素となっていることから、特別に意識されにくいものである。文化的景観の保護への幅広い理解と協力を得るためにも、「日根荘の里」としての魅力を地域内外に積極的に情報発信を行う。

②日根荘の里の価値を活かす

日根荘の里は地域のくらしや生業によって保全されており、その継承が不可欠である。そのため地域の生業や産品等を、重要文化的景観の選定等とともに付加価値を高め、地域の活性化へとつなげる。

史跡日根荘遺跡（長福寺跡）等を拠点とした来訪者の増加や交流の促進をはかる。

③関連資源との連携

大木・土丸地区周辺に点在する、犬鳴山温泉等や、慈眼院・日根神社・大井関公園、大阪府により進められる泉佐野丘陵緑地公園などの観光資源と連携し、観光・集客等で相乗効果が得られるよう検討を行う。

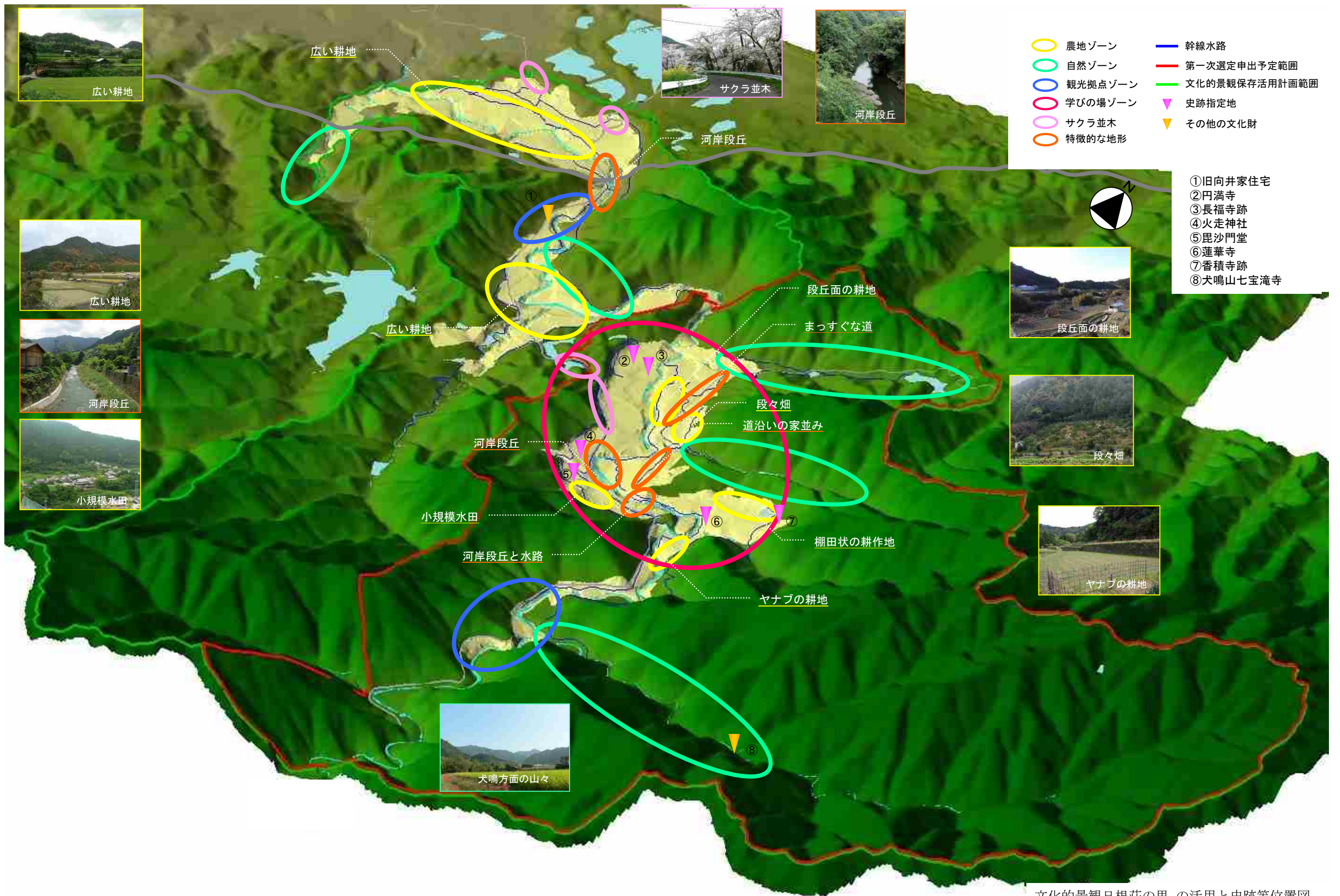
学びの場としての活用

①体験の場としての活用

大木・土丸地区には犬鳴山七宝滝寺や火走神社・長福寺跡・春日神社など歴史的な資源が点在し、荘園の時代を追体験できる場として、これまでも史跡散策等がおこなわれている。現地で荘園由来の景観・歴史・文化と豊かな自然を体験できる場「日根荘の里」として積極的に活用を進める。

②人材・組織をはぐくむ場としての活用

文化的景観を長期的に保護していくためには、支援等に関わる人と組織を育むことが必要である。地域の自然・歴史・文化・生業等を学ぶことにより、文化的景観の保護に関わる人材を養成するとともに、地域の景観保全に関心を持つさまざまな団体等との交流を促進する。



文化的景観日根荘の里 の活用と史跡等位置図

第5章 運営体制について

第1節 運営体制の構築

第1項 住民と行政等が協働するための体制づくり

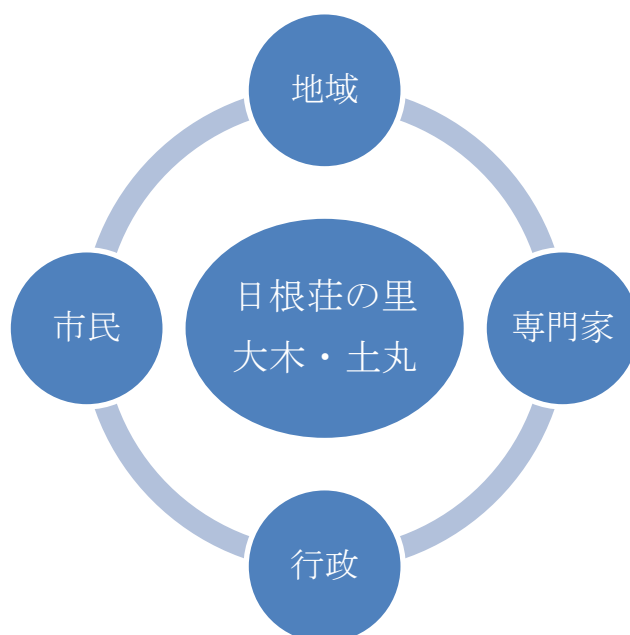
文化的景観の運営は地域住民が主体となることが望ましいが、大木・土丸地区は人口の減少や高齢化、農林業の後継者への不安など課題も多い。文化的景観を次の世代へと継承するためには、地域での取り組みを前提としつつ、町内会や行政・各種団体・学識経験者等が協働・連携できるような体制づくりが不可欠である。こうした体制づくりを進めていくこととする。

第2項 関連する行政機関・部局等の連携促進

文化財・都市計画・農林・観光他、文化的景観に関連する関係機関等で緊密な連携がはかれるよう体制づくりを進める。

第3項 支援する枠組みづくり

文化的景観の基礎となる伝統的な暮らし・生業の継承には、広く地域内外の人々の支援が不可欠である。大木地区の大木小学校では地域学習が盛んに行われ、地域住民が参加する取り組み等も行われている。一方で、市観光ボランティア協会を始め和泉地域の里山保全や地域づくりの活動に取り組む団体も増加しており、そうした活動とも一体となった取り組みとなるように努める。文化的景観を活かすために必要となるハード・ソフト事業について、国・府等に対して理解と幅広い支援を求めていく。



コラム⑥ 地域の活動

大木・土丸地区ではさまざまな地域の活動が行われている。こうした活動は文化的景観を次の世代へと継承していくためにも不可欠なものである。

大木小学校の取組み

○地域の環境学習

樫井川の観察や生き物を採集・観察調査（川探検）を年に数回行っている。また毎年6月には、大木地区内を巡って地域の文化財や自然環境について調べ（大木探検）、11月に地域学習のまとめを発表している。



川の生き物調査



大木探検

○景観カルタづくり

平成20年度には、3・4年生の児童が地域の良いところ、悪いところ、好きなところなどを俳句で詠み、大木地区の景観カルタを作成し、全校児童でカルタ取り大会を実施した。



○農作業体験

毎年5年生が、農作業体験を行っている。平成19年度からは長福寺跡の一部で田植え、稲刈り、脱穀作業を行っている。また農作業体験の指導と田んぼのお世話などは、地元の方々にご協力いただいている。



地域の取組み

○郷土芸能の伝承

地元の方々が児童や中学生に、地域のお祭りである大木担いだんじりのお囃子の練習と盆踊りの練習を行っている。大木地区の担いだんじりは市指定無形民俗文化財



○長福寺跡の活用

平成19年度より、長福寺跡において、地元の人々による大木史跡保存会が、史跡維持管理と周辺景観との調和をめざした、野外展示（農空間）として稲作を実施している。



○ため池・水路の管理

大木地区は大木土地改良区、土丸地区では土丸水利組合が井堰・水路・ため池の管理を行っている。草刈り等の管理により良好な自然環境が維持され、多様な動植物の生息地になっている。



第6章 付章

第1節 住民アンケートの結果

地域の風景（景観）についてのアンケート調査

配布時期・方法 平成20年12月26日以降、各町会を通じて各世帯へ配布

回収期間・方法 平成20年12月26日～平成21年1月10日 郵送による回収

配布数・回答数 配布348通 有効回答133通 回収率38%

1 地域の風景について

1-イ まず、同封の大木・土丸地区の地図をご覧ください。

現在お住まいの地区で、「地区の特色をよくあらわしている」と思われる風景は、どの場所の風景ですか？次のうちで、あてはまるものすべての番号に○をつけて下さい。

選択項目	回答数	選択項目	回答数
火走神社	60	極楽寺	19
禅徳寺	48	蓮華寺（土丸）	18
土丸城跡	47	大井の水路	17
犬鳴温泉	43	蓮華寺（大木）	16
犬鳴山七宝滝寺	42	マタリンさん	15
大木小学校	38	農地の広がる場所（境界橋付近）	15
段々畑の見られる場所	36	公園	13
樫井川	34	旧向井家	12
春日神社	34	太師堂	12
長福寺跡	33	まっすぐな道	12
集落の家並み（大木）	31	立花谷小池・大池	11
西光寺	31	東ノ池	11
東ノ池付近の棚田	30	四足池	10
サクラ並木	28	保育所	8
農地の広がる場所（集落南側）	26	土丸町会館	8
集落の家並み（土丸）	22	香積寺跡	7
毘沙門堂	22	その他	3
円満寺	21		

1-ロ 前問で○をつけられた場所について、それらが「特色ある風景だ」と思われた主な理由は何ですか？次のうち、あてはまるもの全てに○をつけて下さい。

選択項目	回答数
山や田畑が美しく眺められる	90
地区の歴史や伝統をあらわす場所である	80
祭りや行事が行われる場所である	59
親しみのある家並みである	37
生き物がいて子どもたちが楽しめる	27
清掃や手入れが行き届いて快い	13
地区ならではの生業・産業を表わしている	11
その他	2

1-ハ あなたのお住まい周辺で、以前には見られた生き物がなくなったなど、自然環境が変ってきたと思われる場所がありますか？あてはまるもの全てに○をつけて下さい。

選択項目	回答数
川	67
田畑	37
家の周辺	30
山	24
特に思いあたらない	22
池のまわり	19
その他の場所	6

1-ニ 前問で、1～6に○をつけた方におきします。見られなくなったのは、どのような生き物で、いつ頃から見かけなくなりましたか？

生物名	回答数	生物名	回答数	生物名	回答数
ドジョウ	31	アオダイショウ	2	どっちんこ	1
ウナギ	11	スズメ	2	カジカ	1
ホタル	11	アメンボ	2	トンボ	1
川魚・小魚	10	アカハライモリ	2	シオカラトンボ	1
シジミ	7	キツネ	2	赤ハエ	1
川ガニ	6	川エビ	2	フナ	1
サワガニ（ちょまがに）	5	モロコ	2	タイコウチ	1
カニ	5	ヒル	2	アゲハチョウ	1
タニシ	5	ヘビ	2	山鳥	1
カブトムシ	5	カワニナ	1	リス	1
クワガタムシ	3	メダカ	1	コイ	1
カエル	3	ヤゴ	1	オタマジャクシ	1
オニヤンマ	3	カトリトンボ	1	アカトンボ	1
フクロウ	3	昆虫類	1	ゲンゴロウ	1
ハゼ（カワハゼ）	2	イナゴ	1	ミヤマクワガタ	1
ザリガニ	2	巻き貝	1		

1-ホ 日頃、仕事や家事以外の目的で、お住まいの地区内の山、田畑、水辺など、戸外を散歩されることがあります。あてはまるものに○をつけて下さい。

選択項目	回答数
1 健康のための散歩やウォーキング	46
2 子や孫の遊びのつきそい	23
3 昆虫採集や植物採集	4
4 写真や絵、俳句や詩の趣味	2
5 神社や寺、お墓へのお参り	85
6 用事がなければあまり出歩かない	33
7 その他	8

1-ト 回答者や世帯の人が小学校や子供会の活動に協力しているか

選択項目	回答数
特に協力していない	63
子どもたちの活動に前もって、活動場所の清掃・草刈り等の準備をする	24
子どもたちの活動の場所に同行して、直接見守り協力する	23
子どもたちからの依頼にこたえて、地域のことを教えたり指導する	10
子どもたちの活動の場所を提供している	2
その他	5

1-ハ あなたの世帯では、どなたかが、お住まいの地区の環境保全に関係がある次のような活動に参加されていますか？あてはまるものに○をつけて下さい。

	1年に何度も参加する	1年に1回程度参加する	参加したいが忙しいので難しい	参加していない
草刈り	44	50	1	5
地区の道の修繕・管理	16	36	1	15
池や水路の清掃・管理	29	64	2	4
神社や寺の境内の清掃	12	17	1	28
お祭り（準備を含む）	17	43	0	11
その他	1	0	0	1

1-リ 地域の自然と風景の維持や改善について

選択項目	回答数	総合値	平均値
目印になる山の眺めを乱さない	100	357	3.57
農地の耕作・管理を確実にする	104	361	3.54
減りつつある生き物の生息地を大切にする	100	354	3.54
庭や花木の手入れを十分にする	96	291	3.03
瓦屋根の家並みを大事にする	96	277	2.88
住宅や施設建物になるべく木材をつかう	100	283.3	2.83

2 耕作や農地・森林の管理について

2-1 ご家族の誰かが農作業に従事されていますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

選択項目	回答数
家族・親戚・知人等で消費する程度の小規模な農 ている（販売はない）	67
特に関わっていない	21
借りた農園や、自宅の庭などで菜園をしている	16
世帯の収入の一部（または全部）として農業を営 み・販売をしている	9
その他	5
未回答	15

・1～3、5に○をつけた方は、次のページの[ロ]にお進み下さい
・4に○をつけた方は、5ページの[リ]にお進み下さい

2-ロ 世帯で、大木・土丸地区に、農地をお持ちの場合は、その面積を記入して下さい。

	回答数	総面積	平均値
所有農地面積	51	147	2.888
内訳：水田	55	142	2.581
内訳：畑	51	41.3	0.809

2-ハ 前問の「所有農地面積」のうち、他の農家等に貸したり、作業を委託している農地はありますか？

選択項目	回答数	総面積 (反)	平均値 (反)
貸している農地の面積	9	5.6	0.62
一部又は全部の機械作業を 他の人に委託している面積	1	1	1

2-ニ あなたのご家族が農林業の作業にどのくらい労力をかけておられるかおききします。次の各作業に普段から従事している方全てについて、あてはまる欄に○をつけて下さい。

	ご本人	妻	夫	父	母	子	孫	家族以外
水田の耕起	43	10	0	4	1	10	0	2
水田の代かき	41	8	0	6	0	11	0	2
田植え	46	25	0	5	7	19	1	9
刈り取り	46	26	0	5	6	20	2	9
施肥	43	13	0	5	4	0	0	2
防除	37	12	0	5	2	1	0	2
除草剤散布	44	11	0	7	3	0	0	2
水管理（配水・見回り・掃除）	47	14	0	5	3	0	0	5
畦畔の草刈り	55	12	0	6	3	6	0	6
山林の草刈り	30	8	0	6	1	2	0	8

2-ホ 収穫した農産物を出荷される場合、どのように出荷しておられますか？あてはまるもの全てに○をつけて下さい。

選択項目	回答数
1 市場に出荷する	0
2 直売所に出荷する	4
3 個々の注文元に出荷する	9

2-ヘ 将来、農業をどのように続けるかについて、どのようなご希望をお持ちですか？

選択項目	回答数	総面積 (反)	平均値 (反)
1 現状のまま耕作を続ける	52		
2 現在よりも耕作面積を拡大 する（他の人の農地も頼まれ れば耕作する）	4	5	1.25
3 現在より耕作面積を減らす	3	3	1
4 耕作をやめる	12		

2-ト 前問で3または4に○をつけた方におききします。減らした農地をどのようにしたいですか？あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

選択項目	回答数
1 農地を売却する	1
2 農地は売却せずに、誰かに耕作しても	5

らう	
3 新しく住宅用地に農地を活用する	2
4 その他	7
未回答	0

2-チ 現在主に農業に従事されている方の、次世代の農業後継者の見通しを、たてておられますか？あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

選択項目	回答数
1 後継者がいる	13
2 後継者はいない	29
3 わからない	30
未回答	61

2-リ ご家族の誰かが林産業や森林管理の作業に関わっていますか？あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

選択項目	回答数
1 林産業を営んでいる	3
2 林産業はしていないが、森林管理の作 業をしている	18
3 特に関わっていない	70
4 その他	5
未回答	37

3 住まいについて

3-イ 回答者世帯の居住「お住まい」について															
・「母屋」の新築時期 時代選択と年代記入															
時代	江戸			明治			大正			昭和			平成		
回答数	1			8			4			77			22		
年代	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	未記入	
新築	1	1	0	1	3	5	7	10	10	18	18	10	3	12	
○「母屋」の増築や改築工事等で、一番最近の工事についての時期と内容（あれば）															
時期	昭和			平成											
回答数	12			56											
年代	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	未記入	
増改築	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	12	25	22	0	
工事の内容	増築		外壁修理	屋根修理・葺替え	内装変更		台所改装	浴室・洗面所等改装		耐震補強	窓・ドア取換え		その他		
回答数	14		13	22		16	33		54		1	12		1	
○「母屋以外」の工事で、一番最近の工事についての時期と内容（あれば）															
・工事時期															
時代	昭和			平成											
回答数	9			31											
年代	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940	1950	1960	1970	1980	1990	2000	未記入	
母屋以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	13	13	0	
・工事の内容															
項目	はなれ（居室）			ガレージ			倉庫			作業場			その他		
回答数	27			6			7			3			9		

3-ロ 「母屋」または「それ以外の建物」で工事で重視した点3つに○、最重視した点に◎		
選択項目	○	◎
屋根が格好よくみえるよう、屋根の形や破風の姿に気がついた	9	1
主要な構造に、よい木材を使うようにした	17	7
屋根や外壁のデザインに、姿のよい装飾を取り入れた	2	0
近接する他の建物となじむようにした	17	1
井戸を残して地下水を利活用できるようにした	22	0
システムキッチンなど設備を一新するようにした	26	2
バリアフリーを取り入れた	9	2
敷地内の配置や方角、水周りの配置に気がつけた	24	7
敷地内に残っている、昔からの古い建物・蔵・門などの建物を活かすようにした	6	1
大工さんや施工専門業者の意見を重視した	22	2
家族の要望を、大工さんや施工業者によく伝えて、実現してもらうようにした	31	9
その他	1	1

3-ハ 「母屋」または「それ以外の建物」の工事で特別に工夫を必要とした事項（複数回答可）	
選択項目	回答数
旧建物を撤去して新築したかったが、撤去が難しかったので増改築にした	6
自家用車を敷地内に入れるための、前面道路からの余裕をとれなかった	5
建築工事に時間がかかるので、その間の住まい場所を確保する必要があった	13

古い建物の姿を活かすように、大工さんに丁寧に工事をしてもらった	8
所有農地を宅地に転用したかったが、市街化調整区域なのでしなかった	3
多世帯同居なので、敷地内の複数の建物を利活用するように工夫した	6
自分で用いる木材を集め、地産地消の家づくりになるようにした	12
その他	10

4 地区の地域づくりの将来方向についておききします

4-イ 近年 1970 年代以降、大木・土丸地区で行われた活動で、あなたが「参加してよかった」と思うもの（複数回答可）

選択項目	回答数
祭礼や盆踊りの開催	74
たまねぎ小屋の屋根の杉皮葺き復元	1
子どもたちの地域学習との交流	25
地域の歴史の研究	15
道路などの環境美化	48
森林の管理	27
その他	3

4-ロ 今後やってみたいと思う活動（複数回答可）

選択項目	回答数
水田・畑の農作業	22
里山林の手入れ	30
古民家の利活用	17
見学者の案内	5
川や池の自然観察会の定期開催	17
地場産品による特産品開発・PR	26
昔ながらの農村文化の再現	11
その他	2

4-ハ 前問項目で地区以外の方との協働が可能と思う活動（複数回答可）

選択項目	回答数
水田・畑の農作業	35
里山林の手入れ	38
古民家の利活用	23
見学者の案内	8
川や池での自然観察会の定期開催	31
地場産品による特産品開発・PR	17
昔ながらの農村文化の再現	15
その他	0

4-ニ 現居住地区の不満に思う点（複数回答可）

選択項目	回答数
公共交通の便がよいくない	55
高齢者の生活サポートが不足している	43
住民が気軽に立ち寄れる休憩所	32
子どもが安全に戸外で遊べる場所が必要	54
地震などの災害に対する対応	50
地域の歴史文化の発信をもっとすべき	22
訪れる見学者を迎えられる場所が必要	15

5 回答者の世帯について

5-イ 現在居住地区（1つ選択）					
	上大木	中大木	下大木	土丸	未回答
配布数	65	90	65	128	-
回答数	25	28	27	48	5

5-ロ 現住所以外への転居経験（複数回答可）				
選択項目	ずっとこの住所に住んでいる	大木・土丸地区内の別の場所に住んでいたことがある	市内の別の地区に住んでいたことがある	市外の地域に住んでいたことがある
回答数	92	9	4	27

5-ハ 世帯についておきします。											
・回答者の年齢											
年齢	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	不明
回答数	0	0	0	7	11	30	39	28	6	0	12

・回答者の性別			
性別	男性	女性	未回答
回答数	96	26	11

世帯主について

○年齢											
年齢	10 歳 未 満	10 歳 代	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 歳 代	80 歳 代	90 歳 代	不明
男性	0	0	0	3	6	23	31	15	4	0	1
女性	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	0	0	0	3	6	23	33	16	5	0	2
○主たるご職業（複数回答不可）											
選択 項目	自営業 ・ 専門職	会社員 ・ 公務員 ・ 教員	専業主婦	パート	年金 ・ 恩給 ・ 無職	その他			未回答		
回答数	25	40	0	4	58	2			4		
○勤務地											
選択 項目	泉佐野市内		泉佐野市以外 の泉南地域		泉南地域以遠		その他			未回答	
回答数	34		7		12		26			54	
○通勤時間（片道）※通勤のみ対象											
回答数	総時間（分）		片道平均（分）								
59	2767		46.89								

・全記入者の年齢と性別											
年齢	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	不明
男性	7	16	19	23	15	30	34	26	11	0	3
女性	16	21	24	15	21	35	40	20	16	7	5
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
計											

第2節 関連計画との関係について

第1項 泉佐野市総合計画（第4次）

基本目標

賑わいと歴史ある迎都 泉佐野
ーひとをはぐくみ ひとにやさしくー

基本構想

- (1) 市民と協働し、すべてのひとが輝くまちづくり（自律・協働）
- (2) 歴史・文化を大切にし、ひとを豊かに育むまちづくり（教育・文化）
- (3) やさしさとふれあいのあるまちづくり（安心・健康）
- (4) 安全で、ひとと地球にやさしいまちづくり（安全・環境）
- (5) 活力をうみ、賑わいのあるまちづくり（活力・賑わい）
- (6) 心地よく、くつろぎを感じるまちづくり（快適・憩い）

基本計画

第2章第3節

3－1 文化財の保存と活用

〈基本方針〉

- ・ 史跡日根荘遺跡を含む指定文化財、埋蔵文化財等は地域の歴史と文化を物語る貴重な財産であり、計画、方針の策定やさまざまな方策や連携を行い、豊かな地域づくり、人づくりに役立てる方策を進め、普及啓発を始め将来に向けて適切な保存と活用をめざします。

第6章第6節 景観

6－1 文化的景観の保護推進

〈基本方針〉

- ・ 良好な景観が誇りとなり、地域の活性化へとつながる用、保護活用に努めるとともに、市民と行政が協働して、良好な歴史・文化的環境の保全に努め、文化的景観の保護を進めます。

〈基本事業〉

【歴史・文化的景観の保護と活用の推進】

- ・ 市民が地域の貴重な文化財建造物等や国史跡日根荘遺跡、さらにその周囲の良好な景観が誇りとなり、地域の活性化へとつながるよう、保護、活用を推進します。
- ・ 点在する国史跡日根荘遺跡を秋期の良好な環境とともに整備、活用するための計画を策定し、市民が活用しやすく、歴史・文化的景観の核となるように進めます。

第2項 泉佐野市都市計画マスタープラン

まちづくりの目標

- (1) 安全・安心で豊かに暮らせるまちづくり
- (2) 多様化する社会に持続可能な魅力ある誇りの持てるまちづくり
- (3) 自然環境の保全、自然と歴史が調和したうまいのあるまちづくり
- (4) 集約型都市の実現に向けて、社会資本ストックを活用するまちづくり
- (5) 市民主体のまちづくり

内陸ゾーン（土丸地区集落部）

地域の将来像

(2) 農空間地域

まちづくりの目標

良好な農空間が広がる地域の保全

生活と自然が融和するまちづくり

都市景観など整備方針

日根荘跡、神社・仏閣などの歴史的資源やろじ溪などの自然資源を周辺の自然景観とともに保全し、地域の景観形成に活かしていく。

山間ゾーン（土丸・大木地区等）

地域の将来像

(2) 山間地域

自然環境の保全と活用

観光・レクリエーション機能の充実

自然と調和した生活環境づくり

まちづくりの目標

(2) 山間地域

森林・川・滝などの自然環境を保全する

市民が自然に身近にふれることのできるレクリエーション拠点の整備を促進する。

日根荘跡、神社、仏閣などの歴史的な自然を周辺の自然景観とともに保全し、地域の景観形成に活かしていく。

第3項 泉佐野市緑のマスタープラン

基本方針

生態系に配慮したみどりづくり

市の山間部を中心とした、まとまった自然環境を保全・活用し、ため池、河川等は、生態系に配慮した整備に努める。

快適な生活環境のためのみどりづくり

市街地の街路、公園などの施設を中心に緑化を推進し、市民が楽しむことはもとより、訪れる人々にも誇れるようなみどりあふれるまちづくりに努める。

「安全環境」を築くみどりづくり

災害時の避難地や延焼防止の役割を果たすみどりの整備に努める

市民が主体となったみどりづくり

みどりあふれるまちづくりを市民と行政が協力して進めることができるよう、市民参加の仕組み作りに努める。

みどりの配置方針

- (1) 都市のみどりの骨格となる緑地の保全・育成
- (2) 快適な生活環境の形成
- (3) 歴史的風土の保全・活用 日根野から土丸、大木にかけた地域においては、国史跡日根荘遺跡に指定されているため池や社寺などが数多く位置し、中世の荘園が広がっていた当時を思わせる良好な景観が残されている。また、本地域は重要文化的景観の指定を目指した取り組みが進められており、泉佐野市を代表する貴重な歴史、景観資源となっている。これらの歴史的風土を表すみどりの保全・活用を図り、地域固有の景観を次世代へと受け継いで行く取り組みを進める。
- (4) 自然との共生・調和
- (5) 農地の保全・活用

日根荘遺跡の価値と意義（第2章第2節）

日根荘遺跡は、「史料や研究史が豊富にあり、かつ研究成果も一般書や教科書によって多数紹介されており、荘園の中でも最も著名なものの一つである」として、国の史跡に指定された。

本節では、日根荘遺跡の史跡指定地が持つ本質的かつ総体的な価値と、国史跡として指定をうけた意義について明らかにしておきたい。

わが国では、歴史上、芸術上、学術上価値の高い記念物を「史跡」、「名勝」、「天然記念物」として指定し、その保存を図ってきた。なかでも「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡として、わが国にとって歴史上または学術上価値の高いもの」を史跡として指定している。

しかし記念物を含めたあらゆる文化財の指定は個体としてのものであり、その価値をより高めるためにも周辺に残されてきた歴史的あるいは自然的景観の保全が必要とされてくる。しかし、ここ近年における急激な生活様式あるいは環境の変化により、歴史的あるいは自然的景観は滅失の危機に直面し、深刻な状況となってきた。

かつて日根荘として開発され、経営されていた範囲は、現在の一部地域を除く泉佐野市域の大半であり、広大な範囲を占めている。しかし指定地として法制上保護されている箇所は14地点のみである。しかしこの14地点は、中世荘園制度のなかで生み出されてきた様相を今に伝える歴史的に重要な地点であり、いわゆる史跡としての価値を形に表している構成要素そのものである。

この14地点の本質的な価値とは、①「社寺境内地に残された歴史的な建物」②「ため池、用水路等の地上遺構及び地形」③「社寺跡等の埋蔵文化財」及び④「それを取り巻く周辺景観」である。

現在の日根荘遺跡は、都市部の近郊に位置しているものの、指定地周辺は比較的まとまった田園景観が良好に残されている。これらの現耕作地（水田）が即荘園期、中世にまでさかのぼることを立証することは困難であるが、荘園期以降そこで生業を営む人々が自然に働きかけて、創り上げてきた独特の景観といえる。つまり史跡指定地の周辺には中世期の雰囲気をつくり、その価値をより高めてくれる自然的・歴史的景観が未だ良好に残されているのである。

また日根荘には、豊富に残されてきた歴史資料の他、中世にまでその起源をさかのぼることができる地域独自の民俗・芸能などが残っているなど、人々の信仰と直接的に関連した景観が残されている。

こうしたことから日根荘遺跡は、1. 「荘園制」という中世の土地制度のなかで人々によって造り出されてきた歴史的な記念物や建造物などの人工的な景観（慈眼院多宝塔及び金堂など）。2. 中世に造られた用水路・ため池とそれらによって潤され営まれる田畑などの伝統的な農業関連の景観（十二谷池、井川及び周辺の田畑）。3. 村の生活などから生み出されて育まれてきた芸術や信仰など人間の精神母体となる景観（毘沙門堂、新道出牛神、犬鳴山等）。の3つの景観が本遺跡では顕著に認めることができ、また現在においてもそれら他有機的な関連を保持しながら継続している。つまり、日根荘遺跡は長い歴史のなかで人々が自然と関わり合いながら刻んできた、歴史的・文化的価値の全てを遺産として評価する文化的景観としての価値を有しているのである。

このように日根荘遺跡は、文化的景観としての価値を持った文化財であることを国が積極的に評価したことから、荘園総体の遺跡として全国で初めて指定されたものである。今後日根荘遺跡の史跡としての価値を維持し、さらにその価値を高めていくためには、「文化財として顕著な価値を有している指定14地点」に関する保存管理及び史跡としての整備はもとより、その周辺における「歴史的・文化的景観上一体となって価値を形成している水田景観や森林景観、あるいは芸術信仰などの母体となる景観や活動」など、いわゆる指定地点の緩衝地帯までも踏み込んだ保全等についても考慮していかなければならない。

日根荘遺跡の総合的な保存・活用（第4章5）

史跡日根荘遺跡は、さまざまな歴史資料等によって解明された人文的遺産と現在の地域の人びととの生活空間が一体となって形成された歴史的風土が良好に保全されているところに価値が認められ、中世の荘園遺跡として史跡指定を受けたものである。

そこで日根荘遺跡の歴史的あるいは文化的な価値を確実に残し、その姿を将来にまで伝えていくためには、指定された14地点のみの保護にとどまるだけではなく、核となる指定地点の追加あるいは現在の指定範囲の拡大に努めるとともに、その周辺地においても史跡と同等あるいは史跡そのものの価値をより高める要素をもつと認められる地点・地域については、史跡の緩衝地帯（バッファゾーン）と位置づけ、それらを含めた総体的な荘園遺跡としての保全を検討していくことが必要である。

日根荘遺跡を構成する3要素（第2章第2節）のなかでも、伝統的な農業関連の景観は、日根荘遺跡の本質的な文化的価値そのものであるが、その価値を保持し続けるためにはその経営の永続が必然とされる。しかし、今日のように社会・経済的状況の変化が著しいなかでは、農業経営自体の継承が危ぶまれるところであり、それに従事する耕作者あるいは地域住民の理解と協力を得ることは当然のことながら、遺跡の性格あるいは重要性を広く市民にも呼びかけ、例えば休耕地等におけるオーナー制度の導入やボランティア参加による耕作などの方策も検討しながら田園空間の保持を図っていかねばならない。

また、このように総体的な要素を持つ史跡の保全を推進していくためには、いわゆる史跡整備を進めることも必要ではあるが、法及び大阪府あるいは泉佐野市文化財保護条例等に基づきながら、他の各種法令等をも活用しながら、部局を越えた連携と密接な情報交換を恒常的に行いながら、総合的に進めていくこと

日根荘の文化的景観保存活用検討委員会（敬称略 順不同 所属は当時）

	氏名	所属	備考
学識	金田 章裕	大学共同利用機関法人人間文化研究機構機構長	委員長
	石井 実	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	副委員長
	出田 和久	奈良女子大学文学部教授	
	森 隆男	関西大学文学部教授	
	小林 基伸	大手前大学総合文化学部准教授	
	石井 敦	三重大学生物資源学部准教授	
	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科准教授	
地元	根来 政弘	上大木町会長	H18. 7～H22. 4
	河原 茂三	上大木町会長	H22. 5～
	辻本 佐彦	中大木町会長	H18. 7～H22. 4
	真瀬 貴彦	中大木町会長	H22. 5～
	高岡 延年	下大木町会長	H18. 7～
	毛綿谷 成美	土丸町会長	H18. 7～H19. 4
	中 克己	土丸町会長	H19. 5～H21. 4
	阪本 富士夫	土丸町会長	H21. 5～
	窪堀 信雄	泉佐野市大木改良区理事長	
	東 寛	土丸水利組合長	H18. 7～H20. 3
	王子谷 福和	土丸水利組合長	H20. 4～
	横河 照泰	愛林クラブ	
行政	植田 剛司	泉佐野市助役	H18. 7～H19. 3
	手向 健二	泉佐野市副市長	H19. 4～H21. 3
	中野 伸一	泉佐野市副市長	H21. 4～
	下岡 朋彦	泉佐野市教育委員会教育長	H18. 7～H21. 3
	中藤 辰洋	泉佐野市教育委員会教育長	H21. 4～
調査部会委員	平井 規央	大阪府立大学生命環境科学研究科助教	
計画検討部会委員	阿部 功	泉佐野市都市計画審議会会長	
	下村 泰彦	大阪府立大学生命環境科学研究科准教授	
オブザーバー	本中 眞	文化庁記念物課主任文化財調査官	
	大阪府教育委員会 文化財保護課		
	大阪府 住宅まちづくり部建築企画課景観推進グループ		
	大阪府 都市整備部総合計画課		
	大阪府 泉州農と緑の総合事務所 地域政策室（のち耕地課）		

泉佐野市役所・教育委員会（関係課）

市役所	市長公室 政策推進課 都市整備部 都市計画課 生活産業部 商工労働観光課／農林水産課
教育委員会	図書歴史課 社会教育課（庶務）

日根荘の文化的景観保存活用検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日根荘とそれに関連する地域の文化的景観の保存活用にかかる調査・検討を行うための日根荘の文化的景観保存活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次にあげる事項を所掌する。

- (1) 日根荘とそれに関連する地域の文化的景観の保存活用についての調査及び検討。
- (2) 史跡日根荘遺跡の保存活用に関する調査及び検討。

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係者
- (3) 行政関係者

(任期)

第4条 委員は、当該保存活用に係る調査・検討が終了した時点で、任を解かれるものとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
 - 2 委員長および副委員長は、委員の互選によって定める。
 - 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(作業部会)

第7条 検討委員会に、会務を円滑にするため、作業部会を置く。

- 2 作業部会に、作業部会長を置くこととし、委員長が委員の中から指名する。
- 3 作業部会は、作業部会長が指名する委員会の委員及びその他の者で構成する。

(関係者の出席等)

第8条 委員長が必要と認めたときは、関係職員等に対し、会議への出席又は関係書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、泉佐野市教育委員会社会教育部社会教育課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月10日から施行する。

泉佐野市文化財保護審議会 文化的景観検討部会（敬称略 順不同）

	氏名	所属	備考
学識	阿部 功	泉佐野市都市計画審議会会長	
	金田 章裕	大学共同利用機関法人人間文化研究機構機構長	部会長
	石井 実	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授	
	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授	
	下村 泰彦	大阪府立大学生命環境科学研究科教授	
地元	河原 茂三	上大木町会長	～H24. 3
	吉田 博蔵	上大木町会長	H24. 4～
	真瀬 貴彦	中大木町会長	
	松下 清一	下大木町会長	
	阪口 忠晴	土丸町会長	
	窪堀 信雄	泉佐野市大木改良区理事長	
	王子谷 福和	土丸水利組合長	
行政	泉谷 善吉	泉佐野市副市長	
	中藤 辰洋	泉佐野市教育委員会教育長	
オブザーバー	大阪府教育委員会 文化財保護課		

泉佐野市役所・教育委員会（関係課）

市役所	市長公室 政策推進課 都市整備部 都市計画課 生活産業部 商工労働観光課／農林水産課
教育委員会	社会教育課（庶務）

泉佐野市文化財保護審議会規則（文化的景観検討部会設置関係）

平成13年3月29日 泉佐野市教育委員会規則第6号

（趣旨）

第1条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成12年泉佐野市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉佐野市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員は、文化財に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、教育委員会が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員又は特別委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育委員会社会教育部社会教育課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄(略)

文化的景観日根荘の里
保存活用計画書
(大木・土丸編)

平成25年1月

泉佐野市教育委員会